農業者年金の加入推進の取組状況について

目 次

・加入推進の取組状況について	1
・農業者年金の加入実績について	5
• 令和3年度新規加入者状況調査集計結果	17
・加入推進の戸別訪問等の効果検証	23
・実績がでている市町村と全国平均との活動実績の比較(令	和2年度) ·····29
・令和3年度における農業者年金加入推進の取組方針	31
・市町村段階の業務受託機関向け「加入推進活動の手引き」	48
・加入推進活動の役割分担(概要)	57
令和3年度加入推進特別研修会開催状況	58

加入推進の取組状況について

1 加入推進の目標等

- (1) 平成 30 年度から令和4年度までの5年間を期間とする第4期中期目標(平成 30 年3月1日付け、厚生労働省、農林水産省)において、農業者年金制度の普及推進として、
 - ① 20 歳から 39 歳までの基幹的農業従事者に対する同年齢層の農業者年金の被保険者の割合(以下「若い被保険者割合」という。)を、令和4年度末までに 25%に拡大
 - ② 女性の基幹的農業従事者に対する女性の農業者年金の被保険者の割合(以下「女性被保険者割合」という。)を、令和4年度末までに17%に拡大すること等の目標が示された。
 - (2) これを踏まえ、独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)では、 毎年度策定して主務省(厚生労働省、農林水産省)に届出する年度計画において、 年度目標を設定しており、令和3年度計画においては、当該年度末までに、
 - ① 若い被保険者割合:24%に拡大
 - ② 女性被保険者割合:15.7%に拡大

すること等の目標を設定した。

(3) さらに、基金では、これらの目標を踏まえて、令和3年度以降における毎年度 の新規加入者数の目標を以下の通り設定し、これを基にして、各都道府県段階 及び各市町村段階の受託機関における目標を設定して取組を推進してきてい る。

【令和3年度、4年度の新規加入者の目標】

① 20歳から39歳までの農業者(以下「若い農業者」という。):2,400人/年

② 女性農業者 : 1,000 "

③ 全体(20歳から59歳まで) : 3,800 "

(4) また、これらの目標達成に向けて、業務受託機関をはじめとする関係者が一丸となって取り組めるようにするため、加入推進運動のスローガンを設定している。

令和3年度当初においては、スローガンを「加入者累計 13万人早期突破及び中期目達成2カ年運動」として、2. のように取り組んだ結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により活動が制約される中、令和3年7月末には新規加入者累計数が130,157人となり、スローガンに掲げた13万人を達成した。

その後、さらに加入推進の取組を強化して推進するため、第4期中期目標で示された目標の達成を図るとともに、新たなステージとして、令和3年度以降、早期に加入者累計15万人を達成することを目指す観点から、10月1日より、スローガンを「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」とし、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、取組を工夫しながら、2.の通り加入推進運動を精力的に推進している。

2 令和3年度における加入推進の状況

(1) 年度計画の策定

基金では、令和3年度計画を策定(令和3年3月3日、主務省へ届出)し、 その中で、農業者年金制度の普及推進について、上記1の(2)の目標達成に向 け、以下の加入推進活動を行うこととした。

- 「令和3年度における農業者年金の加入推進の取組方針」を作成し、若い農業者、女性農業者に重点的に加入を勧めることを明記し、また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図る。
- 加入推進活動のリーダーとなる農業委員等を対象とする「加入推進特別研修会」を開催し、制度の理解増進、加入推進活動の活発化を図る。
- ・ 都道府県間の加入推進目標の達成状況の格差の縮小を図るため、令和2年度の目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を重点都道府県に、また、その中で目標の達成状況がさらに低調な都道府県を特別重点県として指定し、特別活動を実施する。

(2) 取組状況

① 年度計画を踏まえて、上記1の(3)の目標及び(4)のスローガンを定めて、若い農業者、女性農業者に重点的に加入を勧めることを明記した「令和3年度における農業者年金の加入推進の取組方針」を策定し、令和3年4月1日付け(令和3年10月1日付け一部改正)で各業務受託機関に発出した。また、業務受託機関の担当者会議やブロック会議等を通じて各業務受託機関が取り組むべき内容を説明し、周知徹底を図った。

担当者会議については、年度早々から新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等が発出され、その後も期間の延長と区域の拡大が行われる状況を踏まえ、、例年、東京に一堂に会して開催しているところを、5月にWeb形式により開催した。

一方、昨年度は殆ど現地開催が不可能であったブロック会議については、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等が終了したタイミングを見計らいつ、例年6会場のところ8会場に増やして分散し、密をさけるなど工夫して開催した。当該ブロック会議では、各県段階の業務受託機関における加入推進活動の進捗状況等を確認して、基金から指導を行うと共に、各業務受託機関相互

の情報交換等を行い、年度末に向け、より一層の活動の推進に資するよう対応した。

- ② 例年6月から10月頃に全国各地で現地開催している「加入推進特別研修会」についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、度重なる日程変更や開催方法の工夫をしながら着実に実施(現地開催:18会場)、Web形式での開催:27会場)した。
 - ① の担当者会議等を含め、本研修会などあらゆる機会を通じて、令和4年から施行される保険料下限額の変更等の制度改正について、チラシを作成・配布し、ホームページに掲載する等周知し、制度改正によるメリットを活かしつつ加入推進活動が促進されるよう取り組んだ。
- ③ 令和2年度の新規加入者数が目標の達成状況が一定水準以下となった 11 県を重点県、そのうちの2県を特別重点県として指定した。当該各県に おいては、それぞれ重点市町村・JAを指定させ、基金において作成した加 入推進のためのポスターを配布し、各県における加入推進強化月間におい て、加入推進活動の強化を徹底させた。

また、重点県の業務受託機関からの要請に応じて、基金役職員による重点 市町村・JAでの巡回意見交換会を実施(岩手県5市町村、5JA・茨城県 7市町村、3JA・千葉県2JA、1市(Web))、他県も実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により基金役職員の巡回意見交換会等が実施できなかったため、該当県段階業務受託機関の職員に巡回指導を依頼した。

特別重点県については、以上の取組に先立って、基金、全国農業会議、JA全中、各県の業務受託機関(県会議、JA県中)による5者協議を各県現地において開催(茨城県6月2日、愛知県9月28日(Web))して、特別活動計画を策定して取組を推進させた。

④ 毎月初旬に都道府県別の新規加入者数の状況を、加入推進ニュースとして業務受託機関に提供して、進捗状況を報告している。

また、前年度の同月と比較し、大幅に増減した県段階の業務受託機関にヒアリングを行い、増加情報は、全国に取組状況などの情報を提供し、減少の場合は、指導・アドバイスを行っている。

加入推進普及資材のちらしについては、日々、業務受託機関等からの 依頼に応じて排出している。令和3年度においては、すでに72万枚強 の発出がある。

- ⑤ その他、新規加入者に対するアンケート調査の結果では、
- ・加入前に農業者年金制度を「ほとんど知らなかった」、「全く知らなかった」との回答者は6割を占めており、世代別には若くなるほど、その割合が 増大していく傾向にある。
- ・また、農業者年金に興味・関心を持ったきっかけについては、「農業委員会やJAの関係者の戸別訪問」が最も多く、次いで「家族からの勧め」となっている。

上記の各種会議や研修会の機会を通じて、こうした調査分析結果を業務受託 機関に情報共有しながら加入推進活動について周知している。

また、昨年度来から続いている新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、

- ・戸別訪問する際は、事前に電話等により訪問時間を確定した上で、マスク着用の上、消毒やソーシャルディスタンスの確保を意識しながら、訪問先の玄関先等でパンフレット等の説明を行うことや、
- 路線バスの車体に農業者年金の広告を掲載する取組やラジオ放送やSNSによる取組など、新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも対応が可能な取組等についても情報共有を図りながら、取組を推進した。

農業者年金の加入実績について(令和4年2月末)

1. 農業者年金の年度別新規加入者数等

(単位:人)

	新規加入者数	対前年同期	年度末加入者累計	加入推進運動の展開
平成 14 年度	_	1	77, 031	新制度開始(H14~)
15 年度	1, 584		78, 558	
16 年度	1, 613	+29	80, 114	
17 年度	1, 653	+40	81, 713	
18 年度	2, 296	+643	83, 972	
19 年度	4, 173	+1,877	88, 103	加入者10万人早期達成
20 年度	3, 707	-466	91, 729	3ヵ年運動
21 年度	3, 908	+201	95, 565	
22 年度	3, 452	-456	98, 984	加入者 10 万人早期
23 年度	3, 203	-249	102, 153	突破・新規加入者
24 年度	3, 014	-189	105, 135	底上げ3カ年計画
25 年度	3, 452	+438	108, 556	加入者累計 13 万人に向けた 前期 3 カ年運動
26 年度	2, 761	-691	111, 292	10 10 10 10 -1- version
27 年度	3, 068	+307	114, 341	
28 年度	3, 200	+132	117, 515	加入者累計 13 万人に向けた 後期 2 カ年強化運動
29 年度	3, 335	+135	120, 818	BLAN C 79 T JA TO ACCENT
30 年度	3, 107	-228	123, 912	加入者累計 13 万人 早期達成 3 カ年運動
令和元年度	2, 813	-294	126, 706	
令和2年度	2, 637	-176	129, 323	
令和4年2月末	2, 170	-65	131, 475	加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動

⁽注) 資格取消等があるため、新規加入者数と年度末加入者累計の増加数は一致しない。

確認事項

令和3年7月末に、農業者年金の加入者累計13万人を達成した。引き続き、加入推進活動の歩みを緩めることなく、令和4年度末を期限とする第4期中期目標(別添)を確実に達成するとともに、新たなステージとして、令和3年度以降、早期に加入者累計15万人を達成することを目指すこととする。

このため、以下の通り、独立行政法人農業者年金基金、一般社団法人全国農業会議所、一般社団法人全国農業協同組合中央会は、相互に連携して、加入推進活動の強化に精力的に取り組む。

なお、以下のスローガン及び毎年度の目標のあり方については、加入推進の状況や次期中期目標を踏まえて、必要に応じて見直すこととする。

1. 加入推進活動のスローガンと年度目標の周知徹底・取組の強化

「加入者累計 1 5 万人早期達成に向けた加入推進強化運動」をスローガンとして、以下の通り毎年度の目標を設定することとする(令和 3 年度は、以下により、既に設定済み)

その実現に向け、一般社団法人全国農業会議所、一般社団法人全国農業協同組合中央会は、農業委員会組織、JA グループに対し、周知徹底を図り、相互の連携の下、加入推進活動の強化を促進する。

【毎年度の目標】

- (1)20歳以上39歳以下の新規加入者数の年間2.400人の確保
- (2)女性農業者の新規加入者数の年間1,000人の確保
- (3)(1)及び(2)を含む全体の新規加入者数の年間3.800人の確保

2. 関係団体等への働きかけ

独立行政法人農業者年金基金は、農業の将来を支える担い手として期待される若い農業者と女性農業者の加入推進に向け、あらゆる機会を通じて関係団体等への働きかけを行うとともに、目標の達成に向けて万全な対応を図る。

以上、確認する。

令和3年9月15日

独立行政法人農業者年金基金 一般社団法人全国農業会議所 一般社団法人全国農業協同組合中央会

独立行政法人農業者年金基金中期目標【抜粋】

平成30年3月1日 厚生 労 働 省 農 林 水 産 省

第2 中期目標の期間

基金の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実
- (1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大

我が国の経済社会や農業・農村の構造変化が進み、次世代の農業を担っていこうとする者を確保することが農政上の喫緊の課題となっているため、新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、政策支援の対象となり得る若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、その加入の拡大を目指す。

【指標】

- ①又は②を達成すること。
 - ① 中期目標期間終了時までに、20 歳以上39 歳以下の基幹的農業従事者数に対す る被保険者数の割合を25%に拡大する。
 - ② 20 歳以上39 歳以下の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を毎年度 1 ポイント以上増加させる。

(2) 女性農業者の加入の拡大

女性農業者は農業就業者の4割を占め、女性が参画している農業経営体ほど販売 金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど、地域農業の振興や農業経 営の発展等に重要な役割を担っている。

他方、農村社会ではいまだ指導的地位や経営主の多数を男性が占めるような状況 にあることから、男女ともに意識改革を図りながら、女性農業者が一層活躍できる 環境整備を進めることが必要である。

このため、女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に 関与できることとなるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、 その加入の拡大を目指す。

【指標】

- ①又は②を達成すること。
 - ① 中期目標期間終了時までに、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保 <u>険者数の割合を17%に拡大する。</u>
 - ② 女性の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を毎年度 1.6 ポイント以上増加させる。

加入推進活動の新たなスローガン「加入者累計15万人早期達成 に向けた加入推進強化運動」について

令和3年10月1日 企 画 調 整 室

はじめに、新型コロナウイルス感染症の影響により、加入推進活動が制約を受ける中、業務受託機関等関係者の皆様のご尽力により、令和3年7月末には、農業者年金の加入者累計が130,157人となり、13万人を達成しました。改めて、皆様のご協力、ご尽力に感謝申し上げます。

さて、標記につきましては、「加入者累計 1 5万人早期達成に向けた加入推進強化運動」 に基づく新規加入者数の目標の設定について(令和 3 年 10 月 1 日 3 独農年企第 89 号)及 び令和 3 年度における農業者年金加入推進の取組方針(令和 3 年 10 月 1 日一部変更 3 独 農年企第 90 号)(以下、「理事長通知」と言う。)により、既にお知らせしたところですが、 複数の業務受託機関から、当該理事長通知について問い合わせがありましたので、改めて、 下記の通り、理事長通知に関しまして補足説明させていただきます。

業務受託機関の皆様には、下記の趣旨をご理解頂き、引き続き、農業者年金の加入推進活動へのご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

- 1. 年度途中での見直しについて
- (1) 令和3年度においては、前年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、加入推進活動が制約を受け、不透明な状況下で、「加入者累計13万人早期突破及び中期目標達成2カ年運動」と称して加入推進活動をスタートしましたが、おかげさまで、業務受託機関等関係者のご尽力により、7月末という年度早々には加入者累計13万人を達成することができました。
- (2) 一方、加入推進活動の年度毎の目標である新規加入者数(①20歳以上39歳以下の若い農業者2,400人、女性農業者1,000人、全体3,800人)の達成は極めて厳しい状況となっており、当該目標の着実な達成に向けて、引き続き、加入推進活動の歩みを緩めることなく、着実に推進されるよう、極力早い段階から新たなステージに切り替えて対応することが重要です。
- (3) このため、年度途中ではありますが、新たな加入推進活動の中長期的な指標を示した新たなスローガンを決めることとしました。

2. 新たなスローガンの趣旨

- (1) 新たなスローガンについては、
 - ① 既に設定されていた新規加入者数の年度目標(①20 歳以上 39 歳以下の若い農業者 2,400 人、女性農業者 1,000 人、全体 3,800 人)を、毎年度、確実に達成することで、国が定めている独立行政法人農業者年金基金中期目標(平成 30 年 3 月 1 日付 厚生労働省・農林水産省)(別添参照、以下、「中期目標」と言う。)を確実に達成するとともに、
 - ② 新たなステージとして、令和3年度以降、早期に加入者累計15万人を達成することを目指す
 - こととして、新規加入者数の年度目標は変更しない前提で、「加入者累計15万人早期 達成に向けた加入推進強化運動」としたところです。
- (2) スローガンに明記する加入者累計数については、業務受託機関等関係者の方々が、新たなステージとして認識し易く、節目となる象徴的な数として、15万人としました。
- (3) 仮に、従前のように中期目標の対象期間を前提とした場合、中期目標の最終年度の令和4年度まで、毎年度、新規加入者数の目標(全体は3,800人)を達成したとしても、加入者累計数は14万人にも満たない、スローガンとしては中途半端な数となります。
- (4) このため、当該中期目標期間の後も見据えた新たなステージとしての15万人を明記しました。
- (5) ただし、当該スローガン等については、今後、加入推進活動の状況や次期中期目標等 を踏まえて、必要に応じて、見直すこととしています。

3. その他留意点

- (1) 今回のスローガンの変更に伴って、現在、各業務受託機関において既に設定している 目標や計画を変更する必要はありませんので、現行計画通りに取組を推進してくださ い。
- (2)加入推進資材や会議・研修等において、スローガンを用いる場合は、新たなスローガンとするようご協力お願いします。

ただし、既に、加入推進資材等について、前スローガンを記載して作成している場合には、次回、当該資材等を更新する際に、新たなスローガンに変更していただくことで 結構です。

以 上

「加入者累計 1 5 万人早期達成に向けた加入推進強化運動」に基づく新規加入者数の目標の設定について

制定:令和3年10月1日 3独農年企第89号 独立行政法人農業者年金基金理事長通知

- 1. 加入推進活動のスローガンと新規加入者数の目標
- (1)「加入者累計 13 万人早期達成 3 カ年運動」等の成果と課題

第4期中期目標においては、中期目標期間終了時(令和4年度末)までに、20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合を25%に拡大するとともに、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保険者数の割合を17%に拡大するとされている。

このことを踏まえ、独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)は、業務受託機関との協議の上、第4期中期目標期間においては、平成30年度から令和2年度までの前期3年間のスローガンを「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」、令和3年度、4年度の後期2カ年のスローガンを「加入者累計13万人早期突破及び中期目標達成2か年運動」として、年度毎に、若い農業者や女性農業者等の新規加入者数の目標を設定し、農業委員会組織、JAグループとともに、加入推進活動に取り組んできたところである。

この年度毎の新規加入者数の目標は、一般社団法人都道府県農業会議及び 都道府県農業協同組合中央会(以下、「都道府県段階の業務受託機関」という。) と農業委員会及び農業協同組合(以下「市町村段階の業務受託機関」という。) に配分され、その達成に向けて各種の加入推進活動が展開されてきた。

その結果、毎年度、複数の道県において、目標を達成する等の成果を上げ、 令和3年7月末には、加入者累計が130,157人となり、スローガンに掲 げた13万人を達成した。

しかしながら、この13万人は、農業者年金への加入推進における一つの通 過点であり、さらに加入推進の取組を強化し、若い農業者や女性農業者をはじ めとして、より多くの農業者に対して農業者年金を周知し、加入者数を増やし ていくことが必要である。

(2) 令和3年度以降における加入推進活動のスローガンと新規加入者数の目標 の設定

このため、基金、農業委員会組織、JA グループが相互に連携して、令和4年度末を期限とする第4期中期目標で示された目標の確実な達成を図るとともに、新たなステージとして、令和3年度以降、早期に加入者累計15万人を達成することを目指す観点から、

・スローガンを「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」

とし、

・毎年度の新規加入者数の目標を以下のように設定して、

当該目標の実現に向け、基金、農業委員会組織、JA グループは、相互に連携して、加入推進活動の強化に精力的に取り組むこととする。

なお、スローガン及び毎年度の目標のあり方については、加入推進活動の 状況や次期中期目標等を踏まえて、必要に応じて見直すこととする。

①20 歳以上39 歳以下の若い農業者の加入推進目標 : 2, 400人/年度

②女性農業者の加入推進目標 : 1,000人/年度

③全体(20歳以上59歳以下)の加入推進目標 : 3,800人/年度

2. 都道府県段階の業務受託機関と市町村段階の業務受託機関における新規加入者数の目標

(1) 都道府県段階の業務受託機関への配分

1の(2)において設定した毎年度の新規加入者数の目標については、全体・若い農業者・女性農業者別に都道府県段階の業務受託機関に配分することとなる。

具体的には、加入推進のけん引役を担う「北海道枠」を設定(過去の実績平均値(5 中 3)の 70%)した上で、全体の目標値から北海道枠を控除した数値を都府県別のターゲット対象者数(基幹的農業従事者数(2020 農林業センサス)一被保険者数(令和2年11月))でウエイト付けして配分を行うこととする。ただし、都道府県段階の業務受託機関の要望により、配分された目標値を上回る数値を設定することは認めることとする。

(2) 市町村段階の業務受託機関への配分

2の(1)を踏まえ、都道府県段階の業務受託機関は、毎年度の新規加入者数の目標(全体・若い農業者・女性農業者別)を市町村段階の業務受託機関に配分することとなる。

その配分は、ターゲット対象者数(基幹的農業従事者数ー被保険者数)によるウエイト付けを基本として行うこととするが、計算上、目標数がゼロとなる市町村・JA については、最低1名以上の新規加入者数目標を設定することとする。

その際、目標設定とその周知の早期化が図られるよう、基金から、市町村別 JA別の目標数(試算値)を提供することとする。

なお、市町村段階の業務受託機関の要望により、配分された目標値を上回る 数値を設定することは認めることとする。

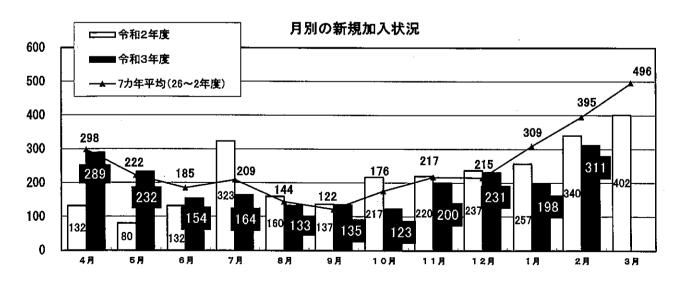
農業者年金の加入実績について

農業者年金の年度別新規加入者数等

(単位:人)

	新規加入者数	対前年同期増減	年度末加入者累計
14 年度			77, 031
15 年度	1, 584		78, 558
16 年度	1, 613	+29	80, 114
17 年度	1, 653	+40	81, 713
18 年度	2, 296	+643	83, 972
19 年度	4, 173	+1,877	88, 103
20 年度	3, 707	-466	91, 729
21 年度	3, 908	+201	95, 565
22 年度	3, 452	-456	98, 984
23 年度	3, 203	-249	102, 153
24 年度	3, 014	-189	105, 135
25 年度	3, 452	+438	108, 556
26 年度	2, 761	-691	111, 292
27 年度	3, 068	+307	114, 341
28 年度	3, 200	+132	117, 515
29 年度	3, 335	+135	120, 818
30 年度	3, 107	-228	123, 912
令和元年度	2, 813	-294	126, 706
令和2年度	2, 637	-176	129, 323
令和3年度	2, 170	-65	131, 475

(注) 資格取消等があるため、新規加入者数と年度末加入者累計の増加数は一致しない。



*c±E	新規加入者の状況		男女計		政策支援加入		
क्या अर	加入省の水池	. [うち女性	うち 39 歳以下		 うち区分3	
新 規	令和2年度(2月)	2,235	797 (35.7%)	1,333(59.6%)	557(24.9%)	355(63.7%)	
加入者	令和3年度(2月)	2,170	747 (34.4%)	1,259(58.0%)	552 (25.4%)	343(62.1%)	

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3年 度(2月)
北海道	442	600	585	712	908	898	1,107	1,083	1,045	943	1,128	842	992	929	1,002	830	694	631	472
青森	22	16	47	65	108	73	97	80	51	80	79	64	78	129	100	91	110	89	64
岩 手	52	62	86	89	184	111	98	79	68	65	80	56	69	60	58	93	67	57	32(1)
宮城	74	66	50	56	66	71	97	112	94	105	99	72	105	83	76	57	53	58	38
秋田	17	20	18	31	38	47	42	37	41	38	63	37	28	55	54	36	47	39	37
山形	73	58	48	80	81	83	162	92	71	83	108	73	83	84	77	90	66	66	53
福島	31	20	18	31	95	101	73	81	46	64	79	53	48	46	47	58	47	39	31
茨 城	11	15	12	32	. 78	51	47	58	72	126	151	75	83	85	82	58	71	59	50
栃木	40	54	53	68	115	115	127	92	69	71	79	64	66	74	40	69	76	68	65
群馬	13	14	8	16	74	79	84	47	43	52	44	25	98	52	91	68	65	45	26
埼玉	7	1	14	16	43	40	21	19	24	18	26	10	30	51	59	60	48	38	25
千葉	27	26	25	51	39	59	59	58	73	55	54	55	42	70	98	129	104	84	71
東京	3	0	1	5	14	9	6	9	18	7	11	8	11	3	13	16	11	10	9
神奈川	15	5	11	17	20	8	17	49	44	31	28	34	47	51	43	34	49	49	40
新潟	70	30	45	57	166	186	148	109	82	82	106	71	70	85	85	77	74	76	43
宣山	12	5 5	5	10	22	13	19	3	7	12	12	13	4	8	6	7	6	4	8
石川垣井	2 5	7	4 10	6	16	10	16	15	22	22	22	9	14	8	12	12	6	8	11
福井 山梨	4	0	10	18 6	25 9	19 20	6 31	10 17	16 20	10 12	10	6 25	6 21	11 12	16 22	10	6	8	9
長野	55	61	71	154	278	256	179	169	152	159	177	106	134	166	140	156	13 111	22 119	16 106
岐阜	10	10	17	14	37	31	1/9	34	23	25	36	51	28	27	24	28	47	21	16
静岡	8	10	11	26	79	89	92	64	47	52	56	46	35	59	59	62	46	53	36
愛知	2	4	- 6	29	57	55	35	34	21	29	34	34	30	26	44	32	28	33	31
三重	7	4	4	11	11	14	14	14	13	7	27	14	12	8	5	12	11	7	11
滋賀	2	5	5	1	17	13	15	12	5	7	8	4	12	13	14	2	5	13	8
京都	10	1	1	6	14	16	13	17	14	22	30	18	26	24	33	26	36	18	26
大阪	1	<u> </u>	3	<u>_</u>	12	16	9	5	4	4	16	10	15	8	7	11	10	11	9
兵庫	4	11	10	19	24	22	24	18	15	18	21	18	14	23	16	23	31	19	18
奈良	2	6	3	2	10	4	5	7	8	6	12	7	10	11	14	14	14	16	21
和歌山	8	7	9	7	19	21	15	27	23	12	16	10	17	24	57	65	40	44	50(1)
鳥取	3	2	2	6	17	20	25	19	10	14	14	12	16	15	27	22	16	20	18
島根	4	3	5	5	19	16	26	12	9	10	18	10	12	9	10	12	11	12	11
岡山	4	4	3	3	16	12	15	18	9	10	16	17	14	13	12	17	23	16	10
広島	9	5	5	6	21	21	7	16	22	14	11	24	13	10	8	10	15	10	15
山口	9	5	4	19	33	34	21	16	29	34	12	8	17	22	24	23	15	16	14
徳島	3	9	3	9	110	29	9	14	14	13	19	15	20	26	30	32	23	31	9
香川	6	2	8	8	13	13	15	8	19	16	15	16	13.	23	23	14	11	13	11
愛媛	11	14	16	25	66	58	36	40	60	48	47	36	39	43	62	40	37	57	55
高知	4	0	7	6	33	28	34	47	24	24	16	26	26	40	53	43	48	37	24
福岡	8	11	25	31	60	93	88	57	86	81	58	54	57	48	71	45	55	52	59
佐 賀	27	31	23	26	98	91	150	84	92	70	74	•	56	65	61	63	53	65	46
長崎	110	45	50	45	302	215	195	171	155	106	111	101	126	112	113	117	106	. 89	90(1)
熊本	71	76	37	71	186	157	185	148	138	100	167	197	179	176	149	149	135	136	128(1)
大分	32	17	13	32	64	66	52	45	26	38	27	27	34	38	32	35	37	43	33
宮崎	144	118	142	171	239	143	191	136	133	85	98	105	96	117	111	88	106	105	88
鹿児島	95	129	101	160	191	137	154	148	128	111	98	103	83	121	123	116	109	111	99(1)
沖縄	15	19	28	37	46	46	28	22	18	23	26	40	39	37	32	33	21		28
수티바	1.584	1.613	1,653	2,296	4,173	3,707	3,908	3,452	3,203	3,014	3,452	2,761	3,068	3,200	3,335	3,107	2,813	2,637	2,170(5)

「中期目標達成2カ年運動」の都道府県別進捗状況 (全体の新規加入者数、令和4年2月実績)

	目標(人)	新規加入者数(人)	達成率(%)	未達成者数(人)	備考
	1	2	2/1	①-②	Mitt A
北海道	642	472	73.5%	170	

		目標(人)	新規加入者数(人)	達成率(%)	未達成者数(人)	備考
		1	2	2/1	1	בי הוע
1	長崎	72	90(1)	125.0%	(18)	達成!
2	奈 良	21	21	100.0%	0	達成!
3	長野	117	106	90.6%	11	
4	福井	10	9	90.0%	1	
5	鹿児島	110	99(1)	90.0%	11	
6	愛 媛	62	55	88.7%	7	
7	宮崎	100	88	88.0%	12	
8	大 分	38	33	86.8%	5	
9	佐 賀	54	46	85.2%	8	
10	京都	31	26	83.9%	5	
11	ЩП	17	14	82.4%	3	,
12	熊本	178	128(1)	71.9%	50	
13	神奈川	57	40	70.2%	17	
14	鳥取	26	18	69.2%	8	
15	石川	16	- 11	68.8%	5	
16	島根	16	11	68.8%	5	
17	富山	12	8	66.7%	4	
18	宮城	61	38	62.3%	23	
19	沖縄	46	28	60.9%	18	
20	栃木	108	65	60.2%	43	
21	山形	96	53	55.2%	43	
22	和歌山	94	50(1)	53,2%	44	
23	秋田	70	37	52.9%	33	
24	新潟	82	43	52.4%	39	
25	福岡	118	59	50.0%	59	
26	岐阜	34	16	47.1%	18	
27	広島	32	1.5	46.9%	17	
28	千 葉	155	71	45.8%	84	
29	大阪	20	9	45.0%	11	
30	香川	26	11	42.3%	15	
31	滋賀	20	8	40.0%	12	
32	静岡	96	36	37.5%	60	
33	青森	176	64	36.4%	112	
34	岩手	89	32(1)	36.0%	57	
35	三重	31	11	35.5%	20	
36	高知	69	24	34.8%	45	
37	山梨	47	16	34.0%	31	,
38	群馬	78	26	33.3%	52	
39	福島	96	31	32,3%	65	
40	茨城	158	50	31.6%	108	
41	兵庫	59	18	30.5%	41	
42	埼玉	95	25	26.3%	70	
43	東京	36	9	25.0%	27	
44	岡山	43	10	23.3%	33	
45	愛知	140	31	22.1%	109	
46	徳島	46	9	19.6%	. 37	
	合 計	3,800	2,170(5)	57.1%	1,630	

^{※()}内は令和4年1月1日施行の保険料納付下限の引き下げにより加入した者で、内数

「中期目標達成2カ年運動」の都道府県別進捗状況 (20歳から39歳の新規加入者数、令和4年2月実績)

	目標(人)	39歳以下の 新規加入者数(人)	達成率(%)	未達成者数(人)	備考
	1	2	2/1	1-2	
北海道	446	346	77.6%	100	

			目標(人)	39歳以下の 新規加入者数(人)	達成率(%)	未達成者数(人)	備考
			1	2	2/1	①-②	FILE 12
1	<u>奈</u> 身		13	14	107.7%	(1)	達成!
2	長順	矿	50	53(1)	106.0%	(3)	達成!
3	愛奴	爰	36	. 34	94.4%	2	
4	宮崎		66	57	86.4%	9	
5	長里		72	59	81.9%	13	
6	佐り	_	36	29	80.6%	7	
7	鹿児		62	44(1)	71.0%	12	
8	新潟		50	34	68.0%	16	
9	神奈		37	25	67.6%	12	
10	石川		9	6	66.7%	3	
11	福力		6	4	66,7%	2	
12	ШГ		9	6	66.7%	3	
13	広!		19	12	63.2%	7	
14	鳥耳		16	10	62.5%	6	
15	香川		15	9	60.0%	6	
16	熊オ		125	74(1)	59.2%	51	
17	大ヶ		24	14	58.3%	10	
18	_山 #		64	35	54.7%	29	
19	宮坂		. 40	21	52.5%	19	
20	京者		18	9	50,0%	9	
21	_ 栃 オ		71	34	47,9%	37	
22	和歌L		49	22(1)	44.9%	27	
23	冲 彩		25	11	44.0%	14	
24	富山			3	42.9%	4	
25	島村		10	4	40.0%	6	
26	福币		76	29	38,2%	. 47	
27	秋日		45	17	37.8%	28	
28	岩月		53	20(1)	37.7%	33	
29	兵师		32	12	37.5%	20	
30	岐阜		22	8	36.4%	14	
31		•	52	18	34.6%	34	
32	静品		52	18	34.6%	34	
33	= 1		18	6	33.3%	12	
34		ŧ.	97	32	33.0%	65	
35	高矢		46	15	32.6%	31	
36			13	4	30.8%	9	
37		*	112	31	27.7%	81	
38	東京	₹ 	22	6	27.3%	16	
<u>39</u>		瓦	11_	3	27.3%	8	,
40		<u> </u>	27	7	25.9%	20	
41		5	52	13	25.0%	39	
42		ĮĮ.	24	6	25.0%	18	
43		<u>L</u>	25	6	24.0%	19	
44		11	84	16	19.0%	68	
45	埼子		53	10	18.9%	43	
46	茨坎		109	13	11.9%	96	
	合言	+	2,400	1,259(5)	52.5%	1,141	

^{※()}内は令和4年1月1日施行の保険料納付下限の引き下げにより加入した者で、内数

「中期目標達成2カ年運動」の都道府県別進捗状況 (女性の新規加入者数、令和4年2月実績)

_	目標(人)	女性の 新規加入者数(人)	達成率(%)	未達成者数(人)	備考
	1	2	2/①	①-②	
北海道	291	205	70.4%	86	

		目標(人)	女性の 新規加入者数(人)	達成率(%)	未達成者数(人)	備考
		1	2	2/1	①-②	
1	大 分	8	13	162.5%	(5)	達成!
2	長崎	18	29	161.1%	(11)	達成!
3	沖縄	7	11	157.1%	(4)	達成!
4	福井	2	3	150.0%	(1)	達成!
5	京都	6	9	150.0%	(3)	達成!
6	宮崎	25	36	144.0%	(11)	達成!
7	鹿児島	25	36	144.0%	(11)	達成!
8	鳥取	5	7	140.0%	(2)	達成!
9	長野	30	38	126.7%	(8)	達成!
10	愛 媛_	13	16	123.1%	(3)	達成!
11	佐賀	14	17	121.4%	(3)	達成!
12	熊本	44	47	106.8%	0	達成!
13	滋賀	4	4	100.0%	0	達成!
14	奈 良	5	5	100.0%	0	達成!
15	島根	3	3	100.0%	0	達成!
16	和歌山	24	23	95.8%	1	_
17	広島	7	6	85.7%	1	
18	香川	6	5	83.3%	1	
19	福岡	28	23	82.1%	5	
20	神奈川	11	9	81.8%	2	
21	秋田	13	10	76.9%	3	
22	口口	4	3	75.0%	1	
23	栃木	24	17	70.8%	7	
24	山形	20	14	70.0%	6	
25	千 葉	34	23	67.6%	11	
26	岐阜	8	5	62.5%	3	
27	青森	41	25	61.0%	16	
28	群馬	18	10	55.6%	8	
29	山梨	11	6	54.5%	5	
30	東京	6	3	50.0%	3	
31	富山	2	1	50.0%	11	
32	三重	6	3	50.0%	3	
33	_大 阪	4	2	50.0%	2	
34	静岡	22	10	45.5%	12	
35	新潟	14	6	42.9%	14	
36	<u>兵庫</u>	12	5	41.7%	7	
37	茨 城	36	14	38.9%	22	
38	愛知	<u> </u>	13	36.1%	23	
39	埼玉	20	7	35.0%	13	
40	岩 手	21	. 7	33.3%	14	
41	宮 城	13	4	30.8%	9	
42	徳島	11	3	27.3%	8	
43	高知	15	4	26.7%	11	
44	福島	21	5	23.8%	16	
45	岡山	9	2	22.2%	7	
46	石川	3	0	0.0%	3	
	合計	1,000	747	74.7%	253	

令和3年度 新規加入者状況調査集計結果【年度途中集計の暫定版】 (令和3年4月~令和4年2月24日基金到着分まで集計)

●令和3年度の新規加入者を対象

・以下の各数値は切り上げ処理を行っているので、各設問の合計は100%にならない。

【回答者の構成割合】

	- · · · -
◆年齢別	
20歳代	20%
30歳代	38%
40歳代	28%
50歳代	15%
無回答	1%

◆男女別	
男性	65%
女性	35%
無回答	2%

◆加入者の経営における位置	付け			\neg
経営主	37%	その他	•	1%
経営主の家族	61%	無回答	:	2%
法人等の従業員(パート等含む)	1%			

● 上記設問で『経営主』または『経営主の家族』を選択した場合のみ回答

専業農家	88%	兼業農家(農業所得が従)	4%		
兼業農家(農業所得が主)	6%	無回答	4%		
◆経営類型					
稲作	23%	施設野菜	15%	肉用牛	
麦類作	6%	果樹類	12%	養豚	
穀類・いも類・豆類	10%	花き・花木	4%	養鶏	
工芸農作物	2%	その他の作物	4%	無回答	;
露地野菜	17%	酪農	5%		•

◆農業者種別					
新規就農者(Uターン)	12%	それ以外の新規就農者	6%	その他	2%
新規就農者(Iターン)	6%	認定農業者	41%	該当なし	9%
認定新規就農者	10%	家族経営協定締結者	11%	無回答	7%

【加入推准名簿登載者であったか】

	W D C U) 2/2/	/ ⊘ * Z	
◆農業委員会	•	◆農業協同組合	
はい	44%	はい	28%
いいえ	39%	いいえ	34%
無回答	18%	無回答	39%

問1 農業者年金に関する広告であなたがご覧になったものは?

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30 f ℃	40代	50代
設問 農業者年金のラジオCM を聞いたことがあります か。	あ る	30%	31%	30%	27%	28%	29%	45%
	ない	71%	70%	71%	74%	73%	72%	56%

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30 代	40代	50代
	1 JAに掲示されたポスター、チラシ	22%	22%	23%	24%	23%	22%	20%
	2 農業委員会に掲示されたポスター、 チラシ	19%	20%	17%	17%	19%	19%	21%
	3 JAの広報誌	13%	12%	14%	12%	13%	13%	13%
	4 市町村(農業委員会)の広報誌	12%	12%	12%	11%	12%	12%	13%
	5 日本農業新聞	6%	6%	6%	5%	6%	5%	6%
	6 全国農業新聞	4%	4%	5%	3%	4%	5%	6%
ラジオ以外の広告で、あ	7 農業者年金基金HP	4%	4%	5%	3%	3%	6%	3%
なたがご覧になったもの にOをつけてください。	8 市町村・JAのHP	2%	2%	2%	2%	2%	2%	1%
(複数回答可)	9 家の光	2%	1%	3%	1%	1%	2%	3%
	10 地上	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%
	11 のうねん	1%	1%	1%	1%	1%	0%	1%
	12 農林水産省メールマガジン	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%
	13 農林水産省フェイスブック	1%	1%	1%	0%	1%	1%	1%
	14 その他	3%	3%	3%	2%	3%	4%	2%
	15 特になし	17%	18%	16%	23%	18%	15%	14%

ラジオCMを聞いたことがある人は、回答者のうち30%、その他の農業者年金の広告については、「JA又は農業委員会(市町村)に掲示されたポスターやチラシ」、「JA又は市町村(農業委員会)の広報誌」がよく見られている。

間2 加入のきっかけはどんな場面?

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代
	1 家族からの勧め	33%	29%	40%	44%	35%	28%	21%
	2 戸別訪問	32%	34%	30%	35%	32%	31%	37%
	農業委員等による戸別訪問	14%	15%	13%	16%	12%	15%	19%
	農業委員会職員による戸別訪問	10%	11%	9%	11%	11%	8%	12%
	JA役職員による戸別訪問	8%	8%	8%	8%	9%	8%	6%
加入のきっかけはどのよ うな場面でしたか。3つ	3 自分で判断	14%	15%	13%	6%	12%	19%	21%
	6 友人・知人からの勧め	8%	8%	6%	5%	9%	9%	7%
	7 JA役職員による戸別訪問以外での 7 勧めで	6%	6%	5%	6%	6%	6%	5%
	8 農業委員会職員による戸別訪問以 外での勧めで	4%	5%	3%	3%	4%	4%	6%
	9 農業委員等による戸別訪問以外で の勧めで	4%	4%	4%	4%	4%	5%	4%
	10 税理士・ファイナンシャルプランナー 等の専門家への相談で	2%	2%	2%	1%	2%	2%	3%
	11 その他	2%	2%	2%	2%	2%	2%	1%

加入のきっかけは、「家族からの勧め」が33%、「戸別訪問」が32%となっている。「家族からの勧め」については、特に若い世代の割合が高くなっている。

問3 加入しようと思った農業者年金の魅力は?

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代
	1 国民年金に上乗せできるから	28%	29%	27%	28%	29%	27%	30%
	2 保険料の全額社会保険料控除などの 2 税制優遇があるから	19%	18%	19%	16%	18%	20%	22%
	3 積立て方式だから	14%	14%	14%	14%	14%	14%	14%
	4 終身年金で生涯年金が支給されるから	13%	12%	14%	11%	12%	15%	15%
	5 保険料が自由に決められるから	11%	11%	11%	11%	10%	13%	11%
加入しようと思った農業 者年金の魅力は何です	6 任意に加入・脱退ができるから	7%	7%	7%	7%	7%	7%	6%
か。3つ以内でOをつけ てください。	7 一定の要件を満たした場合の保険料 7 補助があるから	4%	4%	3%	6%	6%	1%	0%
	80歳までに死亡した場合に死亡一時金があるから	2%	2%	3%	2%	2%	2%	3%
	9 年金資産の運用実績が良いから	2%	2%	2%	2%	2%	1%	2%
	10 よく分からない	2%	2%	2%	3%	2%	1%	1%
	11 事務経費の負担がないから(国費 で負担)	1%	1%	1%	2%	1%	2%	1%
	12 その他	3%	3%	3%	4%	3%	3%	2%

多くの方が、老後生活の安定のために「国民年金に上乗せできるから」と考え加入しており、 農業者年金制度の魅力は、「税制優遇」であると感じている方が多い。

問4 農業者年金をどの程度知っていましたか?

(世代別集計)

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30ft	40代	50代
この度、農業者年金に加入していただきましたが、加入される前に農業者年金制度についてどの程度ご存じでしたか。	1 制度の内容を良く知っていた	5%	4%	5%	4%	4%	4%	8%
	2 制度の内容をある程度知っていた	39%	40%	36%	29%	37%	42%	48%
	3 名前以外の制度内容はほとんど知 らなかった	46%	45%	47%	48%	49%	44%	39%
1つだけOをつけて下さ い。	4 名前を含め全く知らなかった ()は女性における数字	13%	12%	14%	21% (29%)	11% (15%)	12% (12%)	7% (6%)

(就農時期別集計)

設問	回答	全体	男性	女性	0~2 年前	3~5 年前	8年 以上前
この度、農業者年金に	1 制度の内容を良く知っていた	5%	4%	5%	4%	4%	6%
加入していただきましたが、加入される前に農業	2 制度の内容をある程度知っていた	39%	40%	36%	30%	37%	45%
者年金制度についてど の程度ご存じでしたか。	3 名前以外の制度内容はほとんど知 らなかった	46%	45%	47%	47%	47%	45%
1つだけOをつけて下さ い。	4 名前を含め全く知らなかった ()は女性における数字	13%	12%	14%	22% (25%)	14% (13%)	7% (8%)

全体では、「ほとんど知らなかった」、「全く知らなかった」は合わせて約6割。世代別では、若い人ほどその割合が多い。

就農時期別では、就農時期0~2年前で約7割、3~5年前で約6割、6年以上前で約5割となっている。

問5 農業者年金を知っていてこれまで加入しなかったその理由は?

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代
	1 詳しい説明を聞く機会がなかった	33%	33%	34%	37%	30%	37%	31%
	2 保険料の負担が大きかった	20%	19%	23%	5%	19%	24%	32%
問4で1または2と回答さ れた方にお聞きします。	3 年齢的にまだ加入しなくても良いと思っ ていた	18%	20%	14%	21%	22%	15%	12%
農業者年金にこれまで 加入しなかった理由は	4 加入資格がなかった(他の年金制度に 入っていた、農業に従事していなかった等)	16%	16%	17%	30%	16%	11%	12%
何ですか。2つに〇をつ けて下さい。	5 公的年金全般への不安感	6%	6%	7%	3%	6%	7%	8%
	6 保険料補助の対象外だった	3%	3%	3%	2%	4%	3%	3%
	7 その他	6%	6%	6%	6%	7%	6%	7%

知っていて、これまで加入しなかった人の主な理由は、「詳しい説明を聞く機会がなかった」、「保険料の負担」、「年齢的にまだ加入しなくても良いと思っていた」等。

加入推進の戸別訪問等の効果検証 (28~2年度の実績報告等を基に分析)

1 戸別訪問の効果

(1) 戸別訪問時間数のレベル別にみた新規加入者数割合の比較(府県)

基幹的農業従事者に対する 戸別訪問の時間数①	新規加入者数の割合②	②の割合の比較 (少ない府県を1とする)
戸別訪問の時間数が 多い府県(上位1/3)	0.82%	1. 55倍
戸別訪問の時間数が 中間の府県(中位1/3)	0.67%	1. 28倍
戸別訪問の時間数が 少ない府県(下位1/3)	0.53%	1

(注)

- ・①は、府県別[戸別訪問時間(28~2年度平均)/基幹的農業従事者数(60歳未満)]で算出
- ・②は、府県別[新規加入者数(28~2年度平均)/基幹的農業従事者数(60歳未満)]で算出
- ・加入推進部長を設置していない北海道と東京都を分析から除いている。
- (2) ②を20~39歳新規加入数(28~2年度平均)に置き換えて比較して も同じ傾向

戸別訪問の時間数が

多い府県

: 2.22%(1.57倍)

中間の府県 : 1.75%(1.23 倍)

少ない府県 : 1.42%(1.0倍)

戸別訪問をしっかりやっている府県ほど、新規加入実績がでてい る。時間数の多い府県の新規加入者数は、少ない府県の1.55 倍、時間数が中間の府県は、少ない府県の1.28倍。

2 重点、特別重点県指定の効果

令和2年度 7県を重点指定 うち1県を特別重点指定 県受託機関による重点市町村・JA巡回意見交換を実施するとともに 基金よりポスター等の資材提供を行い広報活動を強化 特別重点県では5者協議を行い、特別活動を実施

◎重点、特別重点県と全国とを比較した新規加入者数の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	前年度比
全 国	2,813人 →	2,637人	93. 7%
うち重点県	335人 →	318人	94. 9%
福島県	47人 →	39人	83.0%
茨城県	71人 →	59人	83.1%
埼玉県	48人 →	38人	79.2%
静岡県	46人 →	53人	115. 2%
愛知県(特別重点)	28人 →	33人	117.9%
和歌山県	40人 →	44人	110.0%
福岡県	55人 →	52人	94.5%

コロナウィルス感染症の影響もあり、新規加入者数が減少する中、重点県においては、全国に比し、新規加入者の減少率がやや低くなっている。また、一部の重点県(静岡、愛知及び和歌山)においては、新規加入者数が前年より大きく伸びている。

3 女性による加入推進の効果 (27~元年度の実績報告等を基に分析)

(1) 女性加入推進部長のレベル別割合からみた戸別訪問時間数の比較

加入推進部長数に対する 女性加入推進部長の割合①	戸別訪問の時間数の比較② (少ない府県を1とする)	
女性加入推進部長の割合が多い府県 (上位1~10位)	1. 15倍	
女性加入推進部長の割合が少ない府県 (11位〜45位)	1	

(注)

- ・①は、府県別 [女性加入推進部長数(5 ħ年平均)/加入推進部長数(10 時間以上活動)]で 算出
- ・②は、府県別 [戸別訪問時間(5 カ年平均)/基幹的農業従事者数(60 歳未満)]で算出
- ・加入推進部長を設置していない北海道と東京都を分析から除いている。
- ・女性加入推進部長は全国的にみてまだ配置がそれほど進んでおらず、中位下位で有意に 比較できない。上位 10 位までと中間以下府県とに分類し、分析した。

(2) 女性加入推進部長のレベル別割合からみた新規加入者数の割合の比較

(-) Stand december - Attended by the William of the Standard o				
加入推進部長数に対する女性 加入推進部長の割合①	新規加入者数の割合②	②の割合の比較 (少ない府県を1とする)		
女性加入推進部長の割合が				
多い府県	0.80%	1.27倍		
(上位1~10位)		,		
女性加入推進部長の割合が	·			
少ない府県	0.63%	1		
(11位~45位)				

(注)

・②は、府県別 [新規加入者数(5)年平均)/基幹的農業従事者数(60 歳未満)]で算出

加入推進部長の女性割合の多い府県ほど、戸別訪問時間が多い傾向にあり、加入実績にも影響を与えている。加入推進部長の女性割合の多い府県の戸別訪問の時間数は、少ない府県の1.15 倍。加入推進部長の女性割合の多い府県の新規加入者数は、少ない府県の1.27倍。

令和2年度における新規加入実績の要因検証

令和3年7月 農業者年金基金 企画調整室

1 市町村段階に設置している加入推進部長の活動状況の前年度比較 (全国の総時間数比較)

(単位:時間)

	区分	R元	R 2
部	查対象農業委員会数	1, 709	1, 709
加	1入推進部長の指導的な活動時間	23, 053	19, 293(0. 84倍)
	対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	5, 674	5,521(0.97倍)
	制度の普及PR	3, 902	2,794(0.72倍)
	各種会議での働きかけ	3, 622	2,383(0.66倍)
	戸別訪問	9, 223	8,058(0.87倍)

注1:業務指導等事業(R元、R2)の実績報告書を集計

注2:() は対前年比較

【検証結果】

令和元年度と令和2年度の全国の活動状況を比較すると、コロナウイルス感染症の影響と考えられるが、いずれの活動項目についても前年度から減少している。

2 新規加入実績が下がった市町村段階に設置している加入推進部長の活動状況の 前年度比較(1市町村当たり)

(単位:時間))

区 分	R元	R 2
加入推進部長の指導的な活動時間	55. 0	49.3(0.90倍)
対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	16. 2	15.6(0.96倍)
制度の普及PR	8.9	8.0 (0.90倍)
各種会議での働きかけ	4.6	2.8 (0.61倍)
戸別訪問	24. 5	21.4(0.87倍)

注1:R2に5人以上減った13市町村の加入推進部長の活動実績を集計

注2:() は対前年比較

【検証結果】

令和2年度の新規加入者実績が5人以上減少した市町村については、コロナウイルス感染症の影響と考えられるが、全体活動時間が前年度と比較して約9割に減少している。活動項目別では、特に、「各種会議での働きかけ」が大きく減少している。

3 新規加入実績が伸びた市町村段階に設置している加入推進部長の活動状況の 前年度比較(1市町村当たり)

(単位:時間)

	区 分	R元	R 2
加	1入推進部長の指導的な活動時間	69. 7	52.8(0.76倍)
	対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	16. 9	18.0(1.07倍)
	制度の普及PR	12. 4	4.5(0.36倍)
	各種会議での働きかけ	7. 6	4.5(0.59倍)
	戸別訪問	30. 5	24.8(0.81倍)

注1:R2年度に5人以上伸びた24市町村の加入推進部長の実績を集計

注2:() は対前年比較

【検証結果】

新規加入実績が5人以上伸びた市町村については、コロナウイルス感染症の影響と考えられるが、全体活動時間が前年度と比較して約8割に減少している。活動項目別では、「対策会議、加入対象者の把握、絞り込み」が微増しているものの、その他の項目については、それぞれ減少している。特に、「制度普及PR」及び「各種会議での働きかけ」が、大きく減少している。

実績がでている市町村と全国平均との活動実績の比較(R2年度)

1 市町村段階に設置している加入推進部長の活動実績(1市町村当たり)

(単位:時間)

	区分	全国平均 (R 2)	R2実績が5人以上 増加した市町村 (R2)	R元・R2の両年度 とも10人以上の加 入実績のある市町 村 (R元)
加	1入推進部長の指導的な活動時間	16. 4	52.8 (3.2倍)	95.8 (5.8倍)
	対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	4, 7	18.0 (3.8倍)	28.9(6.1倍)
	制度の普及PR	2. 4	4.5 (1.9倍)	7.6 (3.2倍)
	各種会議での働きかけ	2. 0	4.5 (2.3倍)	7.3 (3.7倍)
	戸別訪問	6.8	24.8 (3.6倍)	46.8 (6.9倍)

注1:R元、R2の両年度とも10人以上の加入実績があり、加入推進部長を設置している市町村は 11市町村

注2:() は全国平均との比較

注3:R2で加入推進部長を設置している市町村数は1,178市町村

2 1市町村当たり活動実績

区 分	全国平均 (R 2)	R2実績が5人以上 増加した市町村 (R2)	R元・R2の両年度 とも10人以上の加 入実績のある市町 村 (R2)
加入推進名簿掲載者数	71. 3人	157. 2人(2. 2倍)	470.0人(6.6倍)
加入対策会議、研修会の開催	1. 4回	2.4回(1.7倍)	4. 3回(3. 1倍)
戸別訪問を行った加入推進者の人数	5.6人	14.5人(2.6倍)	27. 2人(4. 9倍)
広報活動(農委便りへの掲載等)の実施回数	1.9回	2.7回(1.4倍)	4.0人(2.1倍)

注1:R元・R2の両年度とも10人以上の加入実績のある市町村は33市町村

注2:()は全国平均との比較

3 1 J A 当たり活動実績 (1県1 J A 含む)

. 区 分	全国平均 (R 2)	R2実績が5人以上 増加したJA (R2)	R元・R2の2年度 とも10人以上の加 入実績のあるJA (R元)
加入推進名簿掲載者数	104. 3人	147.1人(1.4倍)	309.1人(3.0倍)
加入対策会議、研修会の開催	1. 4回	2.7回(1.9倍)	4. 3回(3. 1倍)
戸別訪問を行った加入推進者の人数	4.9人	12.5人(2.6倍)	17.5人(3.6倍)
広報活動(農協便りへの掲載等)の実施回数	2. 0回	4.1回(2.1倍)	5. 4回(2. 7倍)

注1:R元・R2の両年度とも10人以上の加入実績のあるJAは72JA

注2:() は全国平均との比較

【検証結果】

- ① 市町村に配置している加入推進部長の活動時間を全国平均と比較すると、
 - ア <u>前年度よりも新規加入者が5人以上伸びた市町村</u>については、全体活動時間が <u>約3倍</u>、活動項目別では、「戸別訪問」及び「対策会議、加入対象者の把握、絞 り込み」に係る時間が約4倍と大きくなっている。
 - イ また、2年連続して一定の実績(10人以上)がある市町村は、全体活動時間が 約6倍となっているなど、更に大きく全国平均を上回っている。活動項目別にお いても全ての項目について大きく全国平均を上回っており、特に「戸別訪問」が 約7倍と大きくなっている。
- ② 市町村及びJAの活動実績を全国平均と比較すると、前年度よりも新規加入者が 5人以上伸びた市町村及び2年連続して一定の実績(10人以上)をあげている市町 村とJAとも、「加入推進名簿掲載者数」、「戸別訪問を行った加入推進者数」、「広 報活動の回数」の活動項目が全国平均を上回っている。
- ③ <u>実績がでている市町村等</u>は、加入推進部長の積極的な指導活動の下、関係者間で協力しながら、広報活動、加入対象者の把握・絞り込み等を適切に実施し、<u>個別訪</u>間等の各加入推進活動をを積極的に行っていると考えられる。

令和3年度における農業者年金加入推進の取組方針

(令和3年4月1日付 3独農年企第2号) (同年10月1日一部変更 3独農年企第90号)

I 加入推進の目標設定と加入推進状況

1 第4期中期目標・中期計画の目標

第4期中期目標(平成30年度~令和4年度)においては、農林水産大臣より、 農業者年金が政策年金であることを踏まえ、若い農業者の加入の拡大に向け、中期目標期間終了時までに、20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合を25%に拡大するとともに、中期目標期間終了時までに、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保険者数の割合を17%に拡大するとの目標が示されたところであり、独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)は、第4期中期計画において、当該目標の達成を目指して新規加入に取り組む旨定めたところである。

2 新規加入者数の目標設定

第4期中期目標・中期計画の目標及び農業者の老後生活の安定を図るという制度の目的を踏まえ、基金は、業務受託機関との協議の上、第4期中期目標期間においては、平成30年度から令和2年度までの前期3年間のスローガンを「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」、令和3年度、4年度の後期2カ年間のスローガンを「加入者累計13万人早期突破及び中期目標達成2カ年運動」として、年度毎に、若い農業者や女性農業者等の新規加入者数の目標を設定し、農業委員会組織、JAグループとともに、加入推進活動に取り組んできたところである。

その結果、毎年、複数の道県が目標を達成する等の成果を上げ、令和3年7月末には、加入者累計が130,157人となり、スローガンに掲げた13万人を達成した。

しかしながら、この13万人は、農業者年金への加入推進における一つの通過点であり、さらに加入推進の取組を強化し、若い農業者や女性農業者をはじめとして、より多くの農業者に対して農業者年金を周知し、加入者数を増やしていくことが必要である。

このため、基金、農業委員会組織、JAグループが相互に連携して、令和4年 度末を期限とする第4期中期目標で示された目標の確実な達成を図るとともに、 新たなステージとして、令和3年度以降、早期に加入者累計15万人を達成する ことを目指す観点から、

- ・スローガンを「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」と
- ・毎年度の目標を、20歳以上39歳以下の毎年の新規加入者数2,400人 及び女性農業者の毎年の新規加入者数1,000人を含め、新規加入者数を3

800人として設定し、

当該目標の実現に向け、基金、農業委員会組織、JAグループは、相互に連携して、加入推進活動の強化に精力的に取り組むこととする。

なお、スローガン及び毎年度の目標のあり方については、加入推進活動の状況や次期中期目標等を踏まえて、必要に応じて見直すこととする。

3 加入推進状況と主要課題

(1) 基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合

20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合は、平成30年度の21.2%から令和3年2月末の22.3%(推計値)へ、また、60歳未満の女性の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合は、平成30年度の10.5%から令和3年2月末の

15.7%(推計値)へ、それぞれ増加しているが、第4期中期目標で示された目標(前者は25%、後者は17%)に比べると、依然として低い水準にある。

(2)政策支援の加入状況

平成30年度における保険料の国庫補助を受ける政策支援加入者のうち、区分1(認定農業者で青色申告者)に該当する者は4,942人となっている。平成30年度における39歳以下の認定農業者数(12,610経営体)に青色申告者の想定割合31.6%(平成27年の販売農家133万戸のうち青色申告を行うものは42万戸)を乗じた3,985経営体と比べると、区分1のカバレッジは相当の水準を確保できていると考えられる。

一方、区分2(認定新規就農者で青色申告者)に該当する者は435人であるが、平成30年度における45歳未満で非法人の認定新規就農者(8,484経営体)に青色申告者の想定割合(31,6%)を乗じた2,680経営体と比べると、相当の格差があり、区分2の対象者への新規加入に向けた一層の働きかけを行うことが必要となっている。

(3) 農業者への制度の普及・浸透状況

令和元年度の新規加入者に対するアンケート調査結果では、農業者年金に加入する前に農業者年金を「ほとんど知らなかった」又は「全く知らなかった」との回答者は60%を占めており、世代別には若くなるほど、その割合が増大していく傾向にある。加入推進活動の第一歩は、農業者年金(制度)を理解してもらうことにあり、農業者に対する制度の普及・浸透をこれまで以上に図っていくことが重要な課題となっている。

また、農業者年金への加入のきっかけについては、「農業委員会や JA の関係者による戸別訪問」(44%)が最も多く、次いで「家族からの勧め」(32%)、の順となっている。

農業者年金(制度)の普及に際しては、加入対象者のみならず、親や配偶者の理解が重要であることに加え、各種の広報媒体の活用とともに、戸別訪問による加入推進が有効であることが窺える。

(4)加入推進を行う者による農業者年金制度の理解

各県の加入推進者のヒアリング等によると、「自分達の農業者年金制度の理解が十分でないことから、加入推進に向けた農業者への説明が難しい」等の意見が示されている。

加入推進の担当者は、農業者年金制度の内容を十分に理解し、自信を持って地域の農業者に説明できることが必要不可欠である。このため、加入推進部長をはじめ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA 関係者、農業委員の OB、JA 役員等、JA 役員等の OB、農業者年金受給者等組織(以下、「年金協議会」という。)役員、都道府県の普及指導センターや農業大学校の OB、その他行政機関の OB 等の加入推進を担当する関係者は、研修会等の場を活用しつつ、農業者年金制度への理解を深めるとともに、分かりやすい制度の説明の仕方を習得することが重要な課題となっている。

(5)新規加入実績の都道府県格差、市町村・JA格差

新規加入者の実績については、毎年、市町村や JA の間で大きな格差が生じている。基金の分析(※)では、新規加入者の実績が多い市町村・JA においては、加入推進部長の積極的な指導活動の下、加入推進活動計画に基づき加入推進名簿を整備・更新し、加入推進対策会議等で定期的に活動計画の進捗状況等を関係者で共有・確認し、戸別訪問や説明会等を積極的に行っている。また、農業委員会と JA の連携がよくとれているところは、加入実績も多いという傾向がある。

一方、新規加入者の実績が少ない市町村・JA においては、加入推進活動計画の策定や加入推進名簿の整備・更新、加入推進対策会議による計画の管理・ 検証といった加入推進に向けた基本的な活動ができていないことが多い。

このような中、都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会(以下、「都道府県段階の業務受託機関」という。)の一部では、市町村農業委員会及び農業協同組合(以下、「市町村段階の業務受託機関」という。)の取組の点検・助言、巡回指導とその後の具体的なフォローアップ等を丁寧に行い、市町村格差是正や県全体の実績の向上に結びつけている。

このように、都道府県段階の業務受託機関による市町村段階の業務受託機関への助言・指導と活動のフォローアップを行うことは、加入推進活動を計画的に進めていく上で極めて重要であり、この取組を一層強化していく必要がある。 ※平成27年度~令和元年度の業務指導等事業の実績報告書及び業務委託手数料実績報告書等を基に分析した結果

Ⅱ 加入推進の基本方針と重点的対象

1 加入推進の基本方針

(1)目標

Iの「加入推進の目標設定と加入推進状況」を踏まえ、「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」をスローガンとして、20歳以上39歳以下の毎年の新規加入者数2,400人及び女性農業者の毎年の新規加入者数1,000人を含め、毎年の新規加入者数を3,800人とする目標

の達成を目指し、関係者が一丸となって取り組むことにより、第4期中期目標で示された目標の確実な達成を図るとともに、令和3年度以降、早期に加入者累計15万人を達成することを目指すこととする。

(2)加入推進上の主要課題への基本的な対応方針

Iの3の「加入推進状況と主要課題」を踏まえ、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関は、関係機関・団体と基金との間の緊密な連携を図りつつ、以下の対応に計画的に取り組むこととする。

その際、加入推進に取り組む者は、農業者年金の6つのメリット(注)を中核とする制度の意義と農業者への農業者年金の必要性についての理解の深化に努めることとする。

また、加入資格がありながら、或いは、政策支援を受けられる可能性がありながら、制度の内容を知らなかったため加入しなかったという農業者の解消に向けて、基金等の関係機関・団体が一丸となり取り組むこととする。

- ① 研修会の活用・充実等を通じた加入推進関係者の制度の理解と学習
- ② 加入推進部長の設置と活動展開、加入推進体制の整備
- ③ 加入推進名簿の整備計画、加入推進対策会議の実施計画等の「加入推進活動計画」の策定とその着実な実施
- ④ 加入推進名簿に基づく戸別訪問を中心とした加入対象者への働きかけ
- ⑤ 様々な広報媒体を活用した効果的なPR活動の展開
- ⑥ 農業委員会と JA との連携の強化、JA の営農指導、TAC・LA 等との連携
- ⑦ 加入推進への協力組織・協力者の拡大、年金協議会・青年組織・女性 組織等との連携
- ⑧ 市町村の関係部局、普及指導センターや農業大学校等の都道府県段階の農業関係機関、農政局等の国の農業関係機関、税理士、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、マスコミ(県の記者クラブ)等との連携
- (注) 1) 農業者であれば広く加入できること、2) 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強いこと、3) 保険料の額(2万円~6万7千円)は自由に決められること、4) 終身年金で80歳前に亡くなられた場合には死亡一時金があること、5) 税制上の優遇措置が大きいこと、6) 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があること

2 加入推進の重点的対象

1の「加入推進の基本方針」を踏まえ、市町村段階の業務受託機関、都道府 県段階の業務受託機関、全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会(以下、 「全国段階の業務受託機関」という。)、基金等関係機関は、以下の加入推進の 重点的対象者への働きかけを強化する。

(1)若い農業者への幅広い働きかけと新規就農対策の対象となる新規就農者へ の働きかけ

今後の農業を支える若い農業者の確保に資するよう、簿記講習会や行政実施

の新規就農講座等を活用したPRや JA 青年組織、4Hクラブ、普及指導員、 農業大学校等の若い農業者が集まる機会を活用し、制度内容の説明を通じ、加 入に向けた働きかけを行う。

また、新規就農者等の行政担当部署との連携により、農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)の給付を受ける新規就農者を把握し、制度内容を説明するとともに、経営状況を見極めつつ、加入に向けた働きかけを行う。

(2)女性農業者が自ら加入し老後に備えるための幅広い働きかけ

農業経営の重要な担い手であるとともに、平均余命の長い女性農業者の老後生活の安定を図る観点から、女性農業者が集う会(JA 女性組織、フレッシュミズ、生活改善の会合など)等を活用し、女性農業者に対する加入に向けた幅広い働きかけを行う。

また、女性農業者の加入については、配偶者の理解を得ることが重要であることに加え、女性農業委員からの働きかけの効果が大きいことを踏まえ、女性農業委員を加入推進の担い手として位置づけ、加入推進活動を展開する。

- (3)保険料負担の軽減を図りつつ老後生活の安定を図るための政策支援加入対象者への一層の働きかけ
 - ア 認定農業者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ 認定農業者の会合、簿記講習会等を活用し、保険料補助と経営継承を中心 とする政策支援制度の内容を説明しつつ、認定農業者で青色申告者である農 業者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

また、政策支援要件を満たしていなくても、認定農業者・青色申告者等の 支援対象となる可能性のある農業者については、認定農業者制度の行政担当 部署との連携を図りつつ、政策支援制度の説明を行い、政策支援要件を満た すよう働きかけを行う。

- イ 認定新規就農者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ 新規就農者等の行政担当部署との連携により、市町村から青年等就農計 画の認定を受けた認定新規就農者を把握し、保険料補助と経営継承を中心 とする政策支援制度の内容を説明するとともに、経営状況を見極めつつ、 新規就農者で青色申告者である農業者に対する政策支援加入に向けた働き かけを行う。
- ウ 家族経営協定を締結した配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ 家族経営協定や認定農業者制度・新規就農対策の行政担当部署との連携 を図りつつ、市町村段階等で開催される研修会や加入推進特別研修会にお ける家族経営協定についての講師による講演の機会、家族経営協定の締結 を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機 会を活用し、家族経営協定を締結した政策支援対象者の配偶者・後継者に 対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

エ 「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置 付けられた者及びその配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ

「人・農地プラン」の実質化が進められる中、行政担当部署との連携を図りつつ、「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者を把握し、家族経営協定を締結した配偶者・後継者を含む対象者について、保険料補助と経営継承を中心とする政策支援制度の内容を説明しつつ、地域の中心となる経営体に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

(4)税制メリットを活用できる中高年齢層への働きかけ

広く農業者が集まる機会や接触を行う組織、青色申告学習会や簿記講習会等を活用し、保険料の全額社会保険料控除(同一生計の家族分を含む)等の農業者年金の税制上の優遇措置を具体的に説明しつつ、中高年齢層に対する加入推進に向けた働きかけを行う。

Ⅲ 各段階における取組

1 市町村段階の業務受託機関の取組

(1)加入推進を行う者の学習。

加入推進部長をはじめ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA 関係者、農業委員の OB、JA 役員等、JA 役員等の OB、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学校の OB、その他行政機関の OB 等から成る加入推進の担当者は、農業者年金制度の内容を学習するとともに、自信を持って地域の農業者に説明ができるよう、加入推進特別研修会等の場を通じて理解度の向上に取り組む。

学習の場となる研修会は、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期等を考慮し、なるべく早くかつ効果的な時期に開催することとし、農業委員の改選時は改選後できるだけ早い時期に開催する。その際、農業委員会総会等の場を活用する等の市町村独自の対応の機会、都道府県域で開催する加入推進研修や加入推進特別研修会の場を積極的に活用することとし、各研修会における説明者は、加入推進の DVD のほかパンフレット等の各種広報媒体を活用しつつ、分かりやすい説明となるよう心がける。

(2)加入推進部長の設置と活動

①加入推進部長の設置

加入推進部長は、地域における加入推進のリーダーとして、重要な位置づけを有している。このため、農業委員(既加入者を優先)、農業委員の 0B、農地利用最適化推進委員、JA 役員等、JA 役員等の 0B、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学校の 0B、その他行政機関の 0B 等の中から農業者年金の制度を理解し、制度の普及と加入推進に意欲を持つと判断される適切な者を行政部局等の有する情報も参考にしながら選定し、加入推進部長の役割

を説明した上で、加入推進部長として推薦する。その際、単に農業委員会・JA の役員であることのみをもって加入推進部長に推薦することのないようにする。

手続としては、都道府県段階の業務受託機関からの依頼に応じて、「加入推進部長推薦・活動計画書」(様式1号)を年度当初に作成・提出する。また、活動終了時には「加入推進部長の活動実績報告書兼活動記録簿」(様式2号)を作成・提出する。

②加入推進部長の役割と活動

地域における加入推進のリーダーとして推薦された加入推進部長は、「加入 推進活動計画」の策定と「加入推進対策会議」において中心的な役割を果たし、 ⑦加入推進班のメンバーである地域の農業委員、農地利用最適化推進委員等と の情報交換と働きかけ・サポート、②認定農業者や新規就農者、女性農業者等 の参加する各種会合での制度説明や個別の働きかけ、⑦戸別訪問への同行等の 活動を積極的に展開する。

(3)加入推進活動計画の策定

市町村段階の業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、「加入推進活動(計画・実施状況<実績>)管理表ワークシート」(農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式例第7号)により、以下の内容を盛り込んだ加入推進活動計画を策定し、着実に実施できるよう実施状況の管理を行うとともに、都道府県段階の業務受託機関の求めに応じて、「加入推進活動(計画・実施状況<実績>)管理表」(農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式第2号。以下「管理表」という。)を提出する。

- ① 今年度の加入目標人数(うち20歳以上39歳以下と女性の目標人数)の 設定
- ② 加入対象として働きかけを行う目標人数(うち20歳以上39歳以下と女性の目標人数)の設定
- ③ 加入推進体制の整備計画
- ④ 加入推進名簿の整備計画
- ⑤ 加入推進強化月間の設定計画
- ⑥ 戸別訪問の実施計画
- ⑦ 加入推進対策会議及び研修会の実施計画
- (8) 加入対象者に対する説明会等の実施計画
- ⑨ 広報普及活動の実施計画
- ⑩ その他の活動計画

(4)加入推進体制の整備

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、これらの者の0B、JA 役職員、年金協議会の役員、都道府県の普及指導センターや農業大学校の0B等、制度の普及と加入推進に広く協力を得られる者により地区別の加入推進班を組織し、戸別訪問等を行う体制を整備する。

また、地区別の加入推進班を編成できない場合は、加入推進部長、地区担当 農業委員、年金協議会、農業委員会事務局等、加入推進活動の中心的役割を果 たす者を明確にした上で、地域の実情を踏まえつつ、機動的かつ効果的な体制 を整備する。

さらに、JA の営農担当部署が農業者年金を担当しない場合における他の部署との連携の構築、女性農業者の加入推進に向けた女性農業委員の登用、認定農業者組織役員の登用等、農業委員会と JA の実情に応じた組織体制の見直しを図る。

(5)加入推進名簿(様式例3)の整備・更新

農業委員会が整備する加入推進名簿には、各市町村の個人情報保護条例を踏まえ、市町村の関係部署や農業関係機関等との連携を図りつつ、農業委員会が有する農地台帳の世帯情報等をベースとして、住民基本台帳、認定農業者リスト、認定新規就農者(農業次世代人材投資資金受給者)リスト、「人・農地プラン」の中心経営体リスト、家族経営協定の締結リスト、農業委員や農地利用最適化推進委員等からの情報、JA 生産部会や青年組織等の会合に参加して得た農業者の名前等の情報を把握した上で、対象者をリストアップする。また、JA が整備する加入推進名簿には、組合員台帳、生産部会、青年組織名簿等を参照した上で、幅広く対象者をリストアップする。農業委員会事務局とJA 担当者は、それぞれリストアップされた名簿情報を交換し、加入推進名簿の一体的な整備に努める。

その際、IIの2の(1)~(4)の加入推進の重点的対象となる農業者の属性(20歳以上39歳以下の若い農業者、女性農業者、認定農業者で青色申告者、認定新規就農者で青色申告者、「人・農地プラン」の中心経営体等)を把握・明記するとともに、戸別訪問等の加入推進上の必要性に応じ、加入対象者が属する世帯情報の追加・更新を行う。なお、世帯情報の追加・更新は、令和3年度の加入推進強化月間に実施する戸別訪問に活用できるよう行う。

また、特に若い農業者や女性農業者の加入については、本人は知らなくても 親や配偶者が加入推進者と知見がある場合が多いことを踏まえ、その親や配偶 者の情報も一緒に掲載する。

なお、加入推進名簿の更新・整備の際には、これまでの訪問や働きかけの状況等を「農業者年金加入推進記録簿」(様式例4)に記入することにより、戸別訪問を行っていない加入対象者を明確にしつつ、今後の加入推進活動に役立てることとする。

(6)戸別訪問先の選定

Ⅱの2の(1)~(4)の加入推進の重点的対象、これまでの推進状況、加入推進体制など地域の実情も踏まえ、加入推進名簿から今年度の戸別訪問対象者を選定したリストを作成する。その際、特に、20歳以上39歳以下の加入対象者及び農業次世代人材投資資金の給付を受けている新規就農者であって、戸別訪問を行っていない者は、必ず戸別訪問対象者に含める。

(7)加入推進対策会議の実施

加入推進活動計画を踏まえ、農業委員会と JA 等の関係者が集まり、年間を通じた活動日程・体制の確認、加入推進名簿への追加・更新や戸別訪問対象者の選定、加入推進強化月間の設定等の加入推進活動の打合せを行う加入推進対策会議を開催する。

加入推進対策会議においては、四半期毎を目途として、加入推進活動計画の 管理・進捗状況等の検証を行い、農業委員会総会や JA 役員会等での報告を行 うとともに、一度も戸別訪問を行っていない者の把握とその対応を含めて協議 する。

なお、加入推進強化月間については、11月15日の保険料前納納付申出期限を踏まえ、社会保険料控除を十分に活用したい農業者に農業者年金のメリットを伝えるべく、10月から11月の期間を含む設定を推奨する。また、加入推進活動については、加入推進強化月間だけの活動とならないように注意する。

(8)加入推進活動の展開

①各種説明会等を活用した制度説明・PR活動の展開

認定農業者の会合、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会、経営移譲・経営継承に関する説明会、 JAの青年組織・女性組織・生産組織の会合、税務相談会、年金相談会、普及指導の会合、農業大学校の会合、JAグループの各都道府県に設置された担い手サポートセンターが開催する新規就農講座、4Hクラブその他農業者の会合等を活用しつつ、制度の説明やPR活動を通じた加入に向けた働きかけを行う。

また、JA においては、JA 青年組織の役員や部員、JA 女性組織やフレッシュ ミズの部員に加え、これらの部員等の家族に対する制度の周知と加入に向けた 働きかけを行う。

なお、これらの会合等に加入推進名簿にリストアップされた者が出席する場合は、関係者から事前に関心度合いや戸別訪問の状況等の情報の入手に努めることとする。

②広報 P R 活動の展開

リーフレットの配布、市町村の広報誌・農業委員会だより・JA の組合員広報誌への記事等の掲載、JA 窓口等でのパンフレットの配布やポスターの掲示、市町村国民年金窓口での農業者年金のチラシの配布等、各種の広報媒体を活用した幅広い広報 P R 活動を展開する。

③戸別訪問の実施

加入推進活動の中で最も重要かつ加入効果が大きい取組であり、戸別訪問先として選定した者の家族構成や経営状況を念頭に置きつつ、農業委員や農地利用最適化推進委員、JA 役員、JA 支店長或いは農業者年金協議会役員等、戸別訪問先となじみの深い関係者を同行させる等、円滑かつ効果的な加入推進に努める。

また、訪問先に対する専門的知見によるアドバイスが必要な場合には、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等の専門家への協力を求める。

さらに、若い農業者が加入対象者である場合は、親の同席を求め、女性農業者が加入対象者である場合は、配偶者の同席を求める等、加入対象者に強く影響する家族からの理解が得られるよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努める。

説明に際しては、チラシ・パンフレット等のPR資材を持参して丁寧に説明するとともに、年金額試算シミュレーション(農業者年金基金のホームページに掲載)を活用して具体的な年金試算額を提示する等、加入対象者の立場を踏まえ、戸別の事情に配慮した加入推進活動を展開する。

(9) 戸別訪問後のフォローアップ

戸別訪問を実施した後は、加入の有無にかかわらず、戸別訪問時の状況を「農業者年金加入推進記録簿」(様式例4)に整理する。その際、個人情報の取扱に注意しつつ、農業委員と事務局間の情報共有、可能な範囲での農業委員会と JA 間の状況の共有等を図り、戸別訪問対象者が加入の意志がある場合、農業委員会と JA が連携し、スムーズな加入手続を行う等のフォローアップを行う。

また、戸別訪問時の状況については、「農業者年金加入推進記録簿」の記載 内容を基に「加入推進名簿」(様式例3)の「加入推進状況等」の欄にも適宜必 要な内容を記入し、次期の戸別訪問対象者選定時の参考情報とする等、今後の 加入推進に役立てる。

(10) 農業委員会と JA との連携等

加入推進班の整備、加入推進対策会議の実施、戸別訪問先の選定等の加入推進活動は、農業委員会と JA との相互連携の下で展開することとする。

また、JA においては、例えば、営農部署は、農家への営農指導の中で農業者年金制度を紹介し、金融部署は、金融窓口での加入案内・パンフレットの配布・保険料収納手続き等を行うなど、営農部署と金融部署との役割分担と連携体制が図られている事例等(注)を踏まえ、金融部署との連携強化を念頭に置きつつ、効果的な推進体制を構築するよう努める。

(注) 令和元年6月3日付けで農林中央金庫は、都道府県信用農業協同組合連合会等を通じ、管内 JA の信用事業部署に対して、加入資格を有する農業者が店舗に来店した場合、積極的に農業者年金への勧誘活動を行う旨の依頼文書を発出している。

2 都道府県段階の業務受託機関の取組

都道府県段階の業務受託機関は、農業者年金業務指導等事業実施要綱(平成23年4月1日付22独農年企第92号)に基づき、加入推進目標の達成に向けた取組を含む農業者年金事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、市町村段階の業務受託機関に対する指導・支援等を含む以下の取組を行う。

(1)加入推進活動計画の策定

都道府県段階の両業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、年度当初に基金から提供される市町村別の被保険者割合等のデータを参考にしつつ、それぞれが以下の内容を盛り込んだ「加入推進活動計画(様式例5)」を策定し、目標の共有を図るとともに、当該計画を確実に実施する。

また、当該計画を6月末を目途に基金に提出する。

①都道府県別及び市町村・JA 別の新規加入目標の周知

中期目標期間の後期2ヶ年の取組において示された都道府県別及び市町村・JA 別の年間新規加入者の目標数を周知するとともに、令和2年度における市町村・JA 別の加入目標の達成状況を記す。

②加入推進強化月間の設定

加入推進活動を関係機関が一体となって取り組む観点から、原則として2期 (前期・後期)に分けて、加入推進強化月間を設定する。

- ③市町村段階の業務受託機関に対する本取組方針等の趣旨の徹底を図るため の「担当者会議」の開催計画
- ④市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする制度の周知を図る ための「研修会」の開催計画
- ⑤各種の広報媒体等を活用した制度の周知に向けたPR活動計画
- ⑥加入推進活動において優秀な成績を収めた団体・個人に対する表彰計画 (都道府県独自の表彰を行っている場合のみ)

⑦加入推進の重点活動市町村・JA の設定

基金から示された加入推進の「ターゲットランキング」を踏まえ、ターゲット(加入対象者)が多い市町村・JA を重点活動対象地区として設定し、効率的かつ効果的な加入推進活動に取り組む。

⑧市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画の点検・フォローアップ

当該活動計画の中で最も重要な計画事項であり、都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画を遅くとも6月末を目途に把握するとともに、その計画の進捗状況を定期的に点検しつつ、フォローアップの一環として、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が市町村段階の業務受託機関に出向いて加入推進者等に対する助言等を行う巡回指導を実施する。

(2)加入推進活動の展開

①加入推進特別研修会の開催

基金と都道府県段階の業務受託機関との共催で開催する加入推進特別研修

会の開催時期は、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期等を考慮し早めの時期(9月までを目処)に調整し、5月末まで(7月以前に開催を希望する場合は、4月15日まで)に基金に開催希望日を報告する。

参集範囲、研修内容等については、農業者年金業務指導等事業実施要綱に基づき、前年度の研修会参加者に対するアンケート結果を踏まえつつ、年度当初に外部講師(地元の外部講師の活用も含めて)や講演内容等について個別に相談しながら研修企画を進める。

また、研修項目については、基金と各開催地の都道府県段階の業務受託機関との間で協議し、以下の項目を参考として、地域の事情を踏まえ、効果的な研修となるよう内容を工夫する。

- 基金の役職員等による農業者年金制度の説明(必ずしも基金からの制度説明とせず、制度説明は制度説明 DVD の活用又は都道府県段階の業務受託機関が行い、基金が加入推進の必要性について説明するなどの対応も検討する。)
- 都道府県段階の業務受託機関が行う当該年度の加入推進活動計画の発表
- ・ 開催都道府県内又は他県の加入推進事例や加入者・受給者の声の紹介 (例えば、加入推進名簿の更新方法も含めた効果的な加入推進事例の紹介 やタブロイド判・加入推進事例集等も積極的に資料として活用)
- 外部専門家(社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等)による農業者年金のメリット等の説明
- 参加者全員によるグループディスカッション等の実施(例えば、意欲的な取り組みを行っている農業者等との意見交換、戸別訪問のノウハウの共有、疑問点の解消や取り組み意欲向上のための討論会、各市町村段階の業務受託機関ごとの加入推進活動計画の発表と意見交換等)
- 制度説明用 DVD や加入推進用 DVD の上映
- 家族経営協定や認定農業者制度、新規就農対策担当の行政部局からの説明 など

また、必要に応じて、都道府県域独自での加入推進研修を企画・実施する。これらの研修会については、女性農業者の加入を進める観点から、女性農業委員の積極的な出席を求めるとともに、開催市町村の農政担当部局、都道府県の普及指導センター、農業大学校、政策金融公庫農業担当、4Hクラブ事務局、マスコミ(都道府県の記者クラブ)、農政局所在地においては農政局担当部局、TAC・LA 等 JA 関係者、各都道府県内の農業経営アドバイザー、税理士、ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士など PR 効果の期待できる者にも幅広く案内し、参加を求める。

なお、研修会の開催は、現場の要望に応じて近隣の府県との合同開催等も可能とする。

②制度説明会等を通じた対象者への働きかけ

都道府県段階の業務受託機関は、認定農業者の会合、新規就農者が集う機会 や接触を行う組織、経営移譲・経営継承に関する説明会、税務相談会、年金相 談会、簿記講習会等を活用し、政策支援の仕組み等の制度の内容の説明を行う とともに、チラシやパンフレットの配布等を通じて農業者年金に関する理解の 増進を図りつつ、加入に向けた働きかけを行う。

また、JA 青年組織役員や4Hクラブ役員、女性農業者組織役員等が集まる機会、普及指導員の会合、農業大学校関係者の会合等を活用し、制度の説明を行うとともに、制度の普及への協力を要請する。特に都道府県域の JA 青年組織役員については、JA と連携し、制度の説明と加入に向けた働きかけを行う機会を必ず設けることとする。この場合、これらの活動対象となる農業者が、加入資格を有しながら未加入であることが判明した際には、市町村段階の業務受託機関との連携を図りつつ、加入に向けた働きかけを行う。

一方、基金においては、全国的な青年リーダー・女性リーダーを広域推進協力員として委嘱しているが、都道府県段階の業務受託機関においても、JA 青年組織役員、女性組織役員、経営担当普及指導員等を都道府県域の推進協力員に委嘱する等、都道府県域の加入推進への効果的な協力が見込める者の活用を図る。

なお、収入保険制度は青色申告を行っている農業者を対象としており、青色申告については、従来から、農業委員会組織、JA グループとも農業者からの相談に対応してきているところである。都道府県段階の業務受託機関において、青色申告の新規開始を含め青色申告についての農業者への説明や相談対応の際には、農業者年金の保険料の全額が社会保険料控除となること、青色申告等の一定の要件を満たす場合には保険料補助があること等の農業者年金の魅力についても、併せて説明又は情報提供を行う。

③各種の広報媒体を活用したPR活動の展開

加入者・受給者の声の紹介、青年リーダー・女性リーダー等の活用を含めて、 都道府県の広報部局、都道府県の記者クラブ等の連携も念頭に置きつつ、効果 的な広報PRとなるよう工夫する。

また、掲載記事やラジオ CM 等を実施する場合は、実施時期を前広に案内するとともに、加入推進部長等の研修会で紹介する等の活用を図る。

④都道府県段階の関係機関等に対する周知活動及び協力要請

都道府県段階の業務受託機関は、必要に応じて、農業者大学校、普及指導センター等の都道府県段階の関係機関等に出向き、制度の説明を行うとともに、制度の普及に向けた協力要請を行う。

(3)市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動のフォローアップ

都道府県段階の業務受託機関は、自らの加入推進活動に加え、市町村段階の 業務受託機関が行う加入推進活動の指導・支援を行うという重要な責務を担っ ている。

このため、2の(1)で記したように、都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画を把握するとともに、重点活動対象地区とそれ以外の地区における計画の進捗状況を原則として年度の上半期(6月末日まで)と下半期(11月末日まで)に「管理表」により把握・

点検を行う。

その上で、計画的かつ着実な加入推進活動が展開されるよう、市町村段階の 業務受託機関に出向いて巡回指導を行うとともに、市町村段階の業務受託機関 の求めに応じ、農業者への戸別訪問や各種の会合等の場に参加して必要な指 導・助言を行う等のフォローアップ活動を行う。

その際、基金は、市町村段階の業務受託機関の業務実績を踏まえた分析資料等を都道府県段階の業務受託機関に提示し、加入推進活動の進捗状況の管理に協力する。

(4)ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関による情報提供・とりまとめ等

ブロック代表となった都道府県段階の業務受託機関は、加入推進活動が円滑に実施されるよう、ブロック内の他の都道府県段階の業務受託機関に対する情報提供、ブロックとしての対応策のとりまとめを行うとともに、必要に応じてブロック内業務受託機関の会議を開催する。

3 全国段階の業務受託機関の取組

全国段階の業務受託機関は、以下の取組をそれぞれの組織の指導機関として、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対し支援・協力するとともに、全国(域)で実施することが効果的な広報を企画・実施する。また、都道府県域対象の基幹会議において、農業者年金加入推進の要請の場を設定する。

- (1)全国農業会議所における加入推進の取組
 - ①加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会への出席
 - ②制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供
 - ③都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力
- (2)全国農業協同組合中央会における加入推進の取組
 - ①加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会への出席
 - ②制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供
 - ③都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力

4 基金の取組

- (1)加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会の開催
 - ① 都道府県段階の業務受託機関を対象とする「農業者年金業務担当者会議」 を年度当初に開催し、本取組方針の周知・徹底、意見交換を行う。
 - ② 都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする業務研修会を開催する。
 - ③ 全国6ブロックにおいて、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が参加 する「ブロック会議」を秋に開催し、上半期における加入推進活動に関する 意見交換、下半期において取り組むべき対策等について協議する。
 - ④ ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関の役職員で構成する「農業者

年金基金業務連絡協議会 (委員会・幹事会)」を適宜開催し、次年度に講ずべき対策その他必要な事項について、意見の交換・集約を行う。

(2)制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供

基金は、業務受託機関が実施する加入推進活動を支援・協力する観点から、制度の普及や加入推進に必要なパンフレット等の各種資材を作成・配布するとともに、加入推進に必要な情報等の提供を行う。

(3)業務受託機関からの要請に応じた研修会等への役職員の派遣

基金は、業務受託機関からの派遣要請に応じ、研修会等へ役職員の派遣を行う。

(4)市町村段階の業務受託機関の表彰及び優良事例としての周知

基金は、制度の普及と加入推進の向上に資するよう、農業者年金事業表彰実施要領に基づき、加入推進に功績のあった者に対して表彰を行い、感謝の意を表するとともに、その成果を広く紹介する。

(5)広域推進協力員の設置

基金は、農村現場での加入推進の環境整備の一環として、全国段階の業務受託機関等からの推薦により、全国的・広域的に農家に浸透力のある者の中から広域推進協力員を委嘱し、広域推進協力員は、各種の広報媒体を通じて制度に関する情報発信を行うとともに、加入推進活動を広域的に展開する。

(6)業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力等

基金は、全国段階の業務受託機関、全国農業者年金連絡協議会と連携を図り、 全国段階の業務受託機関と適宜情報交換を行い、必要に応じ、新たに講じるべき対策等について検討し対応する。

(7) 農林水産省、都道府県等への制度の普及定着の協力要請、各種大会での 説明等

基金は、農林水産省(地方農政局)、都道府県、関係機関に対し、制度の普及定着に向けた協力要請を行うとともに、新規就農の促進、女性農業者の活動を支援する等の取組を行う組織・団体との連携の強化を図る。

また、認定農業者や女性農業者の大会、JAの青年組織・女性組織等の大会・総会・研修会等の場を活用し役員等による制度内容の説明を行う。

(8)農業者年金業務指導等事業の実施

基金は、加入推進を含む農業者年金業務指導等事業を実施するための経費を 負担し、また、年度当初において、各都道府県へ市町村別の被保険者割合等の データを提供し、都道府県段階の業務受託機関が実施する当該農業者年金業務 指導等事業に対する支援・協力を行う。

(9)委託費による事業の効果的な実施

基金は、都道府県段階の業務受託機関向け委託費等の配分をより効果的に実施する観点から、必要に応じ見直すとともに、引き続き活動実績や加入実績等を反映した当初配分を行う。

また、年度途中の取組強化に伴う計画変更に対する追加配分については、活動実績や加入実績を勘案するとともに、予算の範囲内において、IVの特別重点都道府県及び重点都道府県に優先して配分を行う。

Ⅳ 格差の縮小に向けた重点及び特別重点都道府県指定と特別活動等の実施

1 重点都道府県指定等

(1) 重点都道府県の指定

基金は、新規加入者の目標達成率(実績)の都道府県間格差(市町村・JA間格差)の縮小に向け、前年度において20歳以上39歳以下の新規加入者目標、女性農業者の新規加入者目標及び全体の新規加入者目標の全てが未達成となった都道府県の平均目標達成率を下回る都道府県(以下「達成率下位の都道府県」という。)及び達成率下位の都道府県を除く都道府県の中で未達成者数の多い都道府県の中から、各都道府県の新規加入者目標数等を勘案し、重点都道府県を指定する。

また、基金は、重点都道府県の業務受託機関に対し、重点的な加入推進活動に資するよう、市町村別データ等を提供するとともに、重点都道府県における加入推進の取組状況等について定期的に報告を求める。

(2)巡回意見交換会の開催

重点都道府県の業務受託機関は、基金と調整の上、加入対象者数が多い地域等において巡回意見交換会を開催し、重点的な加入推進活動を展開する。

その際、基金は、重点都道府県の業務受託機関からの要請に応じ、重点市町村・JAの農業委員会会長、加入推進部長、JA役員を始めとする加入推進に係る関係者及び事務局等との巡回意見交換会に役職員を派遣する。なお、基金の役職員の派遣に当たっては、未達成者数の多い都道府県を優先する。

2 特別重点都道府県指定と特別活動計画策定・実施

(1)特別重点都道府県の指定

基金は、達成率下位の都道府県の平均目標達成率を下回る都道府県であって、かつ、それらの都道府県の平均目標未達成者数を上回る都道府県のうち、特にてこ入れが必要と判断される都道府県を特別重点都道府県として指定する。

(2)5者協議等と特別活動の実施

特別重点都道府県の業務受託機関は、地域の実情を踏まえた加入推進活動の強化策として、特別活動計画案を作成する。

当該特別活動計画案を踏まえ、当該業務受託機関と基金と全国段階の業務受 託機関の5者で協議を行い、特別重点都道府県におけるこれまでの取組の検証 と課題を明確にしつつ、地域の実情に即した効果的な加入推進活動の強化策を 検討の上、特別活動計画を共同で策定する。その際、協議は当該都道府県内又 は基金内で行うこととし、地域の事情等を勘案し、必要に応じて、組織系統別 の業務受託機関(都道府県段階と全国段階)と基金の3者で協議することを認 める。

特別重点都道府県の業務受託機関は、関係機関との連携の下、特別活動計画に即しつつ、重点市町村・JAに対し、巡回意見交換会を開催し、重点的な加入推進活動を展開する。

なお、基金は、特別重点都道府県の業務受託機関に対し、重点的な加入推進活動に資するよう、市町村別データ等を提供するとともに、特別重点都道府県における加入推進活動の取組状況等について定期的に報告を求める。

♥ その他

この取組方針は、令和3年4月1日(I—2及びⅡ—1—(1)は10月1日に一部変更)から適用する。

市町村段階の業務受託機関向け

加入推進活動の手引き

令 和 3 年 4 月

独立行政法人農業者年金基金

◆ 加入推進目標の設定

平成30年度からの5年間の第4期中期目標では、農林水産大臣から、以下に掲げる若い農業者についての加入目標に加え、新たに女性農業者についての加入目標が設定されました。

- ①20 歳以上 39 歳以下の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合 (平成 29 年度 20%)を令和4年度までに 25%まで拡大させる。
- ②女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合(平成 29 年度 9.3%) を令和4年度までに 17%まで拡大させる。

このことを踏まえ、平成30年度から令和2年度までの間、農業委員会組織とJAグループの皆様等とともに「加入者累計13万人早期達成3力年運動」(年間の新規加入者数目標は、若い農業者が2,800人、女性農業者が1,300人、全体が3,800人)を展開したところです。

その結果、毎年、複数の道県が目標を達成する等の成果が上がりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による活動自粛により、令和2年度末の新規加入者累計数は13万人の目標には届きませんでした。

このため、13万人を早期に突破するとともに、第4期中期目標で示された加入目標を確実に達成する観点から、令和3年度から令和4年度の2カ年について「加入者累計13万人早期突破及び中期目標達成2カ年運動」(年間の新規加入者目標数は、若い農業者が2,800人、女性農業者が1,000人、全体が3,800人)を弾力的に展開することとしています。

農林水産大臣の中期目標 (平成30年度~令和4年度)



(独) 農業者年金基金

令和4年度末までに

- ・ 20 歳以上 39 歳以下の基幹的農業従事者に占める加入者割合を 25%に
- 女性の基幹的農業従事者に占める加入者割合を

17%C

「加入者累計13万人早期突破及び中期目標達成2カ年運動」

- ・20 歳以上60 歳未満の新規加入者 年間3,800人
- ・20 歳以上 39 歳以下の新規加入者 年間 2 , 4 0 0 人
- 女性の新規加入者

年間1,000人

基金、農業委員会組織、JA グループの一体的な取組

○各都道府県の目標 ⇒ 基幹的農業従事者数と被保険者数等を勘案して設定

◆ 加入推進の重点的対象

農林水産省から示された、第4期中期目標や「加入者累計13万人早期達成3 カ年運動」に掲げられた新規加入の目標を踏まえ、加入推進の重点的対象は、以下の4つに大別できます。

若い農業者への幅広い働きかけと新規就農対策の対象となる新規就農者への働きかけ

講習会や行政実施の新規就農講座などを活用した PR や JA 青年組織、4H クラブ、普及指導員、農業大学校等の若い農業者が集まる機会に広く働きかけを行うことが重要です。また、農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)の給付を受ける新規就農者等の若い農業者に対し制度内容を説明するとともに、経営状況に応じて働きかけが必要です。

女性農業者が自ら加入し老後に備えるための幅広い働きかけ

女性農業者が集う会(JA 女性組織、フレッシュミズ、生活改善の会合など)等を活用し、女性農業者へ幅広く働きかけることが重要です。

また、女性農業者の加入については、配偶者の理解を得ることが重要であること に加え、女性農業委員からの働きかけの効果が大きいことから、女性農業委員を加 入推進の担い手として位置づけ、協力を求めることが極めて重要です。

保険料負担の軽減を図りつつ老後生活の安定を図るための政策支援加入対象者への 一層の働きかけ

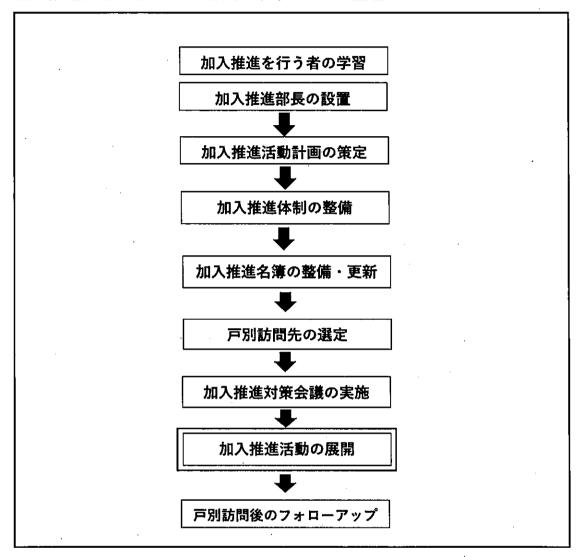
①認定農業者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ、②認定新規就農者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ、③家族経営協定締結を活用した配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ、④「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者、その配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけを行うことが重要です。

税制メリットを活用できる中高年齢層への働きかけ

広く農業者が集まる機会や接触を行う組織、青色申告学習会や簿記講習会等を活用して、保険料の全額社会保険料控除(家族分を含む)等の税制メリットを説明する等により、中高年齢層にも働きかける必要があります。

◆ 加入推進活動の流れ

加入推進活動の流れは、一般的に以下のように整理されます。



1)加入推進を行う者の学習

加入推進部長をはじめとする加入推進の担当者は、農業者年金制度の内容や、農業者年金への加入が農業者のために必要があることを十分に理解し、自信を持って地域の農業者に説明ができるようになることが必要不可欠です。このため、加入推進特別研修会等の場を活用し、理解度の向上を図るとともに、分かりやすい説明の仕方を習得する必要があります。

2) 加入推進部長の設置

加入推進部長は、地域における加入推進のリーダーとして、重要な位置づけを有しています。このため、加入推進部長の交代、欠員等のために推薦を行う際には、加入推進部長は農業者年金の制度を理解し、普及に意欲を持つと判断される適切な者を行政部局等の有する情報も参考にしながら選定し、加入推進部長の役割を説明した上で、加入推進部長として推薦する必要があります。その際、単に農業委員会・JA の役員であることのみをもって加入推進部長に推薦することのないように十分配慮することも重要です。

なお、手続きとしては、都道府県段階の業務受託機関からの依頼に応じて推薦し(様式1号)、活動終了時には、活動実績報告書兼活動記録簿(様式2号)を作成する必要があります。

3) 加入推進活動計画の策定

加入推進活動計画は、農業者年金業務委託手数料交付要綱(以下「交付要綱」という。)の「加入推進活動(計画・実施状況〈実績〉)管理表ワークシート」(様式例第7号)により、①今年度新たに設定した加入目標人数、②加入対象として働きかけをする目標人数、③加入推進体制の整備計画、④加入推進名簿の整備・更新計画、⑤加入推進強化月間の設定計画、⑥戸別訪問の実施計画、⑦加入推進対策会議、研修会の実施計画、⑧加入対象者に対する説明会等の実施計画、⑨広報普及活動の実施計画、⑩その他の活動計画を盛り込んで策定し、着実に実施できるよう実施状況を管理し、都道府県段階の業務受託機関からの求めに応じて、交付要綱の「加入推進活動(計画・実施状況〈実績〉)管理表」(様式第2号)を提出する必要があります。

4)加入推進体制の整備

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、これらの者の OB、JA 役職員、年金協議会の役員、都道府県の普及指導センターや農業大学校の OB 等、制度の普及と加入推進に広く協力を得られる者により地区別の加入推進班を組織し、戸別訪問を行う体制を整備します。

5) 加入推進名簿の整備・更新

加入推進名簿(様式例3)は、認定農業者リスト、家族経営協定、認定新規就農者(農業次世代人材投資資金受給者)リスト、人・農地プラン中心経営体リスト、家族経営協定締結リスト等の情報や JA 生産部会、青年組織等の会合に参加して得た農業者の名簿等を参照し、広く対象者をリストアップします。

その際、農業委員、農地利用最適化推進委員等からの情報も追加するほか、市町村の関係部局、農業関係機関の担当部局などの他の機関とも提携して名簿を追加・更新します。

6) 戸別訪問先の選定

若者・女性農業者、政策支援対象者、中核的な農家の配偶者や後継者、節税メリットを活用できる中高年齢層や、これまでの推進状況、加入推進体制など地域の実情も踏まえ、加入推進名簿から戸別訪問の対象とする者を絞り込みます。

特に、20歳以上39歳以下の加入対象者及び農業次世代人材投資資金の給付を受けている新規就農者で、戸別訪問を行っていない者は必ず戸別訪問対象者に含めます。

7) 加入推進対策会議の実施

加入推進活動計画を踏まえ、農業委員会と JA 等の関係者が集まり、活動 日程・体制の確認、加入推進名簿への追加や絞り込みの完成、加入推進強化 月間(10 月から 11 月を含む期間を推奨する)の設定等の活動計画の打ち合 わせを行います。

加入推進対策会議では、四半期ごと等、加入推進活動計画の進捗状況の管理・検証を行い、農業委員会総会及び農業協同組合役員会での報告を行い、 一度も戸別訪問を行っていない者の把握状況とその対応を含めて協議します。

8) 加入推進活動の展開

①各種説明会等を利用した制度説明・PR 活動の展開

認定農業者の会合、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会、経営移譲・経営継承に関する説明会、その他農業者の会合、JAの青年組織及び女性組織、生産組織、税務相談会、年金相談会、JA営農部署による営農指導、青色申告の指導、担い手サポートセンターが開催する新規就農講座等の機会を活用して、制度説明やPR活動による加入の働きかけを行います。

②広報 PR 活動の展開

リーフレットの配布、市町村の広報誌・農業委員会だより・JA だよりへの 掲載、農委・JA 窓口等でのパンフやポスター、市町村国民年金窓口での農業 者年金のチラシ配置、農業普及指導員、生活改善指導員への協力を依頼する 等して PR 活動を展開します。

③戸別訪問の実施

加入推進活動の中で最も重要かつ加入効果が大きい取組です。戸別訪問先として選定した者のリストを踏まえ、訪問先の家族構成や経営状況を把握しておくことが必要です。

訪問に際しては、農業委員や農地利用最適化推進委員、JA 役員、JA 支店 長あるいは農業者年金協議会役員など、戸別訪問先となじみの深い方と一緒 に行くと円滑な訪問につながりやすくなります。

また、訪問先に対する専門的知見によるアドバイスが必要な場合には、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等の専門家の協力を求めることも大事です。

さらに、経営主だけでなく、配偶者や後継者などの家族にも制度を説明し、 一人ひとりの老後の備えについてよく考えていただくよう心がけることが重 要です。

説明の際には、チラシ・パンフレット等の PR 資材を持参して丁寧に説明するとともに、年金額試算シミュレーション(農業者年金基金のホームページに掲載)を活用して具体的な年金試算額を提示するなど、加入対象者の立場を踏まえ、戸別の事情に配慮した対応が重要となります。

9) 戸別訪問後のフォローアップ

戸別訪問時の状況については、加入の有無にかかわらず、「農業者年金加入推進記簿」(様式例4)に記録し、加入の意志がある場合、農業委員会と JA との連携によるスムーズな加入手続き等、関係者による連携したフォローアップを行います。

また、「農業者年金加入推進記録簿」の記載内容を基に加入推進名簿の「加入推進状況等」の欄にも適宜必要な内容を記入しておき、次期の戸別訪問対象者選定時の参考情報とするなど、今後の加入推進に役立てることが重要です。

	务受託機関 、効果的に実施する 着を集めた加入権進七ミ 者を集めた加入権進七ミ 者を集めた金融の別 係所を活用した企画広 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	都道府県段階の業務受託機関 ① 本進活動計画の策定 ① 都道府県別及市町村・JA別の新規加入目標の間知 ② 加入推進法化月間の設定 ③ 市町村段階の業務受託機関に対する本取組方針等の趣旨の単位を図るための「担当者会議」の開催計画 ④ 市町村段階の業務受託機関の新任担当省等を対象とする制度 の層知を図るための「指導を通過) ⑥ 各種の広模媒体等を活用した制度の周知に向けたPR活動計画 画	市町村段階の業務受託機関
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	1、効果的に実施する 置 音を集めた加入推進セミ 音を集めた公子 音を集めた会議の開 原な資材の作成、配 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	加入推進活動計画の策定 ① 都進所集別及び市町村・JA別の新規加入目標の関加 ② 加入推進強化月間の設定 ③ 市町村段階の業務受託機関に対する本取組方針等の趣旨の 機能を因るための打组当者等。第1の開催計画 ④ 市町村段階の業務受託機関の新在担当者等方対象とする制度 の層位を図るための「預維会」の開催計画 の層位を図るための「存権会」の開催計画 ⑤ 各種の広帳集体等を活用した制度の周知に向けたPR活動計画 画	
	音を集めた加入推進セミ 音を集めた金雕の開 音を集めた金雕の開 要な資材の作成、配 郷間を活用した企画広 向け農業誌でのPR及び	 ① 都道府果別及び市町村・JA別の新規加入目標の関知 ② 加入推進強化月間の設定 ③ 市町村段階の業務受託機関に対する本取組方針等の趣旨の機にを図るための「担当者会議」の開催計画 ④ 市町村段階の業務受託機関の新任担当者等方域をする制度の周如在図るための「預権会」の開催計画 ⑤ 各種の広機株等等を用した制度の周如に向けたPR活動計画 ⑥ 各種の広機株等等を用した制度の周如に向けたPR活動計画 ⑥ 加入推進活動において優秀な成績を収めた団体・個人に対す 	加入推進を行う者の学習
審進府県段階の業務受託機関社対象とする[農業者を金集器担当者会職」法明能し、取組方針 の間知・機能(4月) 移道府県段階の業務受託機関の担当者を対象と した業務研修会の開催(4月~6月) 報道府県段階の業務受託機関の担当者等が参 加する医国のプロック会職」注明権(10月~)し、 第7点次と対策等を協議 第7元少代表の審道府県股幣の業務受託機関に おける役職員で協議する[農業者年金基金業務 連絡協議会: 12個階(2月)し、次年度に請すべき 対策を協議 の各種要材の作成・配布、加入推進に必要ながでフレット等 の各種要材の作成・配布、加入推進に必要ながで	野な資材の作成、配 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	③ 市町村段階の業務受託機關に対する本取組方針等の趣旨の 機体を図るための「担当者会議」の開催計画 ④ 市町村段階の業務受狂機関の新任担当者等を対象とする制度 の層位を図るための「預修会」の開催計画 ⑤ 各種の広報媒体等を活用した制度の周知に向けたPR活動計画 画	加入推進移長の設置
業者年金業務担当者会職」を開催し、取組方針 の層知・衛鹿(4月) 器道房県内務の業務安託機関の担当者を対象と した業務研修会の開催(4月~6月) 都道房県内整の表務受託機関の担当者等が参 都道房県内整の表別を(1月~6月) 都道房県内整の表別を ましか力代表の都道府県別整の業務受託機関に おける投験員で協議する)。 まま交換と対策等を協議 まま交換と対策等を協議 方ロック代表の都道府県別整の業務受託機関に おける股票自て協議・5月上、次年度に関すべき 対策を協議 対策を協議 の各種度材の作成・配布、加入推進に必要な情 和各の提供	要な資材の作成、配 新開を活用した企画広 向け農業誌でのPR及び	④ 市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする制度 の層知を図るための「研修会」の開催計画⑤ 各種の広報媒体等を活用した制度の周知に向けたPR活動計 画⑥ 加入推進活動において優秀な成績を収めた団体・個人に対す	加入推進活動計画の策定
	更な資材の作成、配 新開を活用した企画広 向け農業誌でのPR及び	⑥ 各種の広報媒体等を活用した耐度の周知に向けたPR活動計画⑥ 加入推進活動において優秀な破害を収めた団体・個人に対す	① 今年度の加入目標人数(うち20歳以上39歳以下と女性の目標人数)の設定
	要な資材の作成、配 新聞を活用した企画広 向け農業はでのPR及び	⑥ 加入推進活動において優秀な成績を収めた団体・個人に対す	② 加入対象として憲治かけ各行う目標人数(うち20機以上39機 以下と女性の目標人数)の散定
	SMMでお用した正画が 向け農業誌でのPR及び	- の数数年面	③ 加入推進体制の整備計画
	1944 JENN 4 67.0004	② 加入権進の重点活動市町村・JAの設定 ⑧ 市町村段階の乗務受託機関が作成した加入推進活動計画の	④ 加入林湖名等の勢書計画 ● 加入林湖名等の勢書計画 ⑤ 加入林湖海北日画の際訳計画
		点様・フォローアップ	(の) アンドライン・アンドアン・アン・アンドアン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア
, ,		加入推進活動の展開	〇 加入信仰な来光器及び呼呼光シ光路に国際 127 対象を下なれる戦団の第の政務を回
八雅進に必要なパンプレット等 F成・配布、加入推進に必要な情		① 加入権連特別研修会会基金との共催により開催 ※ のかままままままままままままままままままままままままままままままままままま	G 14/4 文 14 17 3 7 5 5 5 7 1 1 4 2 7 4 5 5 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	機関が実施する加		ゆその他の活動計画
	路力 受託機関の5者協議へ	(金) 農業者大学校等の都道府県段階の関係機関等に対する圏知 活動及び協力要請	加入推進体制の整備
の出席: K本・MRINGA PAMA CARA PAMA CARA PAMA CARA PAMA CARA PAMA PAMA PAMA PAMA PAMA PAMA PAMA P	人群使特別可轉列車へ	市町村段階の乗務受託機関が行う加入推進活動のフォローアップ	
集務受託機関からの派遣要請に応じ、研修会等へ役職員を派遣			は人体独立等の対象、大参
市町村段階の集務受託機関の表彰及び優良事		計画の進捗状況を「管理表」により点検(原) 類(6月末日まで)と下半期(11月末日まで))	戸査財団先の議院
宝がつたら重さ		③ 点核結果を踏まえ、巡回拍導等のフォローアップ活動を展開	-
制度の普及と加入権進の向上に資するよう、加・は等しななった。		「プロック代表の結准再集段階の業務受託機器による情	加入推進対策会職の実施
人籍通に対義のおりに由に対して救水が行う、		模提供・とりまとめ等	→
に 化液体 ※ は かい		プロック代表となった業務受託機関は、プロック内のもの業務 受託機関に対する情報提供、プロックとしての対応策のとりまと	加入推進活動の展開
全国的、広域的見地から加入核進活動を展開で		めを行うとともに、必要に応じて、ブロック内乗券受託機関の金 藩を開催	① 各種会合等を活用した制度財明・PR活動の展開 ② 広報PR活動の展開
でも者で「広集務・通知力員」として受職し、通知力 関い活用 関い活用		- 重点・特別重点都送府県の指導と特別活動等の実施	③ 戸別訪問の実施(最も重要かつ加入効果が大きい歌組) ■
重点, 华男童点都道府県の指定		() 宣兵等道府県の業務受託機関は、加入対象者が多い地域を ターゲッとした巡回意思交換会を開催	•
加入権進活動が保護な都道府県の中から、重点 都道府県を指定するとともに、重点都道府県の ち、特にプロ人れが必要とそれる都道府県を特別 警占は「お口人れが必要とされる都道府県を特別		② 特別皇后都道府県の東務受託機関は、5曾協議(基金、全中、全国農業会議所、果中、県会議)を開催して、特別活動計画を 策元するとともに、真点市司村・JAに対する巡回意見交換会を 開催	戸望訪問後のフォローアップ

市和3平	- 医 川八	推進特別研修 ₹	会開催状況	令和3年11月30日現在
都道府県	開催地	開催日	再調整日	対 応
青森	青森市	7月16日(金)		Webで参加
岩手	盛岡市	8月11日(水)		Webで参加
宮城	仙台市	9月15日(火)	10月22日(金)	
秋田	秋田市	8月27日(金)		Webで参加
山形	山形市	8月31日(火)	11月4日(木)	Webで参加
福島	福島市	6月4日(金)		Webで参加
茨城	土浦市	8月20日(金)	10月26日(火)	
栃木	宇都宮市	8月17日(火)	11月4日(木)	
群馬	前橋市	8月23日(月)	10月20日(水)	Webで参加
埼玉	さいたま市	9月22日(水)		Webで参加
千葉	千葉市	8月27日(金)	11月30日(火)	
神奈川	横浜市	9月2日(本)	10月12日(火)	
新潟	新潟市	11月7日(木)		Webで参加
富山	富山市	8月25日(水)	10月12日(火)	Webで参加
石川	金沢市	8月11日(水)	10月11日(月)	Webで参加
福井	福井市	9月15日(水)		Webで参加
———— 山梨	甲府市	9月21日(火)	11月11日(木)	
長野	松本市	9月16日(木)		Webで参加
岐阜	岐阜市	8月19日(木)		Webで参加
静岡	静岡市	9月30日(本)	11月5日(金)	
	豊橋市	10月5日(火)		Webで参加
愛知		10月14日(木)		
三重	津市	8月31日(火)	10月5日(火)	Webで参加
滋賀	守山市	7月30日(金)		
京都	京都府	全市町村巡回説明		山本理事の挨拶ビデオを全市町村受託機関へ配信
大阪	大阪市	9月13日(月)		Webで参加
兵庫	神戸市	9月7日(火)	10月19日(火)	Webで参加
奈良	桜井市	8月27日(金)		
和歌山		10月4日(月)		Webで参加
鳥取	倉吉市	9月28日(火)		Webで参加
島根	松江市	8月2日(月)	9月24日(金)	Webで参加
岡山	岡山市	9月21日(火)		
広島	広島市	9月9日(水)		
山口	山口市	9月9日(本)		Webで参加
徳島	徳島市	9月22日(水)	=	Webで参加
香川	高松市	9月2日(木)	10月15日(金)	
	松山市	9月15日(水)		Webで参加
高知	高知市	9月8日(水)	-,, <u>-</u> , -,	Webで参加
福岡	福岡市	8月24日(火)	11月30日(水)	
佐賀	佐賀市	7月19日(月)	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
長崎	長崎市	9月8日(水)		Webで参加
熊本	熊本市	8月 12日(本)	9月17日(全)	
大分	別府市	9月27日(月)		
宮崎	宮崎市	8月18日(水)	/ , 2 - H (/) /	Webで参加
	鹿児島市	9月28日(火)	10日10日(小)	1100 C 2 /H
鹿児島 沖縄県	那覇市		7月30日(金)	
/T網乐	が朝巾		/月30日(金)	